

平成26年3月24日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第16号 草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案  
議第17号 草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案  
議第18号 草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案  
議第19号 草津市立公民館管理規則の一部を改正する規則案  
議第20号 草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第21号 草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第22号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案  
議第23号 草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第24号 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第25号 草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案  
議第26号 草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第27号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案  
議第28号 草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則案  
議第29号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて  
議第30号 平成26年度草津市教育行政の重点施策案  
議第31号 平成26年度公民館活動基本方針案

議第16号

草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

## 草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会公告式規則（昭和31年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表に定める」を「第2条第2項の」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。

### 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<p>第1条 (略) (規則の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 規則の公布は、草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の掲示場に掲示して行う。<u>ただし、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (規則の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 規則の公布は、草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)<u>別表に定める</u>掲示場に掲示して行う。<u>また、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p>

議第17号

草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

## 草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会会議規則（昭和31年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を次のように改める。

- 2 会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。

第20条第3項本文を次のように改める。

前項の規定による承認を受けたときは、当該承認を受けた会議録は公表するものとする。

### 付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第2項および第3項の規定は、この規則の施行の日以後に作成した会議録から適用する。

草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<p>第1条～第19条 (略) (規則の公布)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 <u>会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による承認を受けたときは、当該承認を受けた会議録は公表するものとする。ただし、法第13条第6項ただし書の規定により公開しないこととした事件にかかる部分については、この限りでない。</u></p> <p>第21条～第24条 (略) 付 則</p> <p>1 <u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第20条第2項および第3項の規定は、この規則の施行の日以後に作成した会議録から適用する。</u></p>	<p>第1条～第19条 (略) (規則の公布)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 <u>会議録には委員長および委員長の指名する委員2名がこれを調製した職員とともに署名しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会議録は公表する。ただし、法第13条第6項ただし書の規定により公開しないこととした事件にかかる部分については、この限りでない。</u></p> <p>第21条～第24条 (略)</p>



議第18号

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則(平成18年草津市教育委員会規則第10号)

の一部を次のように改正する。

別表中

「

- (9) 就園助成に関すること。
- (10) 幼稚園保育料に関すること。
- (11) その他幼稚園教育に関すること。

」を

「

- (9) 就労支援型預かり保育の実施に関すること。
- (10) その他幼稚園教育に関すること。

」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)		旧 規 則	
第1条～第3条 (略) 別表(第2条関係)		第1条～第3条 (略) 別表(第2条関係)	
教育委員会事務 (略)	市長の事務部局の職員 (略)	教育委員会事務 (略)	市長の事務部局の職員 (略)
(1)～(8) (略)	子ども家庭部の職員	(1)～(8) (略)	子ども家庭部の職員
(9) <u>就労支援型預かり保育の実施に関すること。</u>		(9) <u>就園助成に関すること。</u>	
(10) <u>その他幼稚園教育に関すること。</u>		(10) <u>幼稚園保育料に関すること。</u>	
		(11) <u>その他幼稚園教育に関すること。</u>	
<p>付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>			

議第19号

草津市立公民館管理規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会

教育長 三木 逸郎

草津市立公民館管理規則の一部を改正する規則

草津市立公民館管理規則（昭和57年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条および第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第5条第2項関係）

<p>公民館使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 _____</p> <p style="text-align: center;">                  団体名 _____</p> <p style="text-align: center;">                  代表者名 _____</p> <p style="text-align: center;">                  担当者名 _____</p> <p style="text-align: center;">                  連絡先 _____</p> <p>下記のとおり、_____公民館を使用したいので許可を申請します。</p> <p>なお、使用に際しては、草津市立公民館管理規則および職員の指示に従います。</p>	
使用日時	月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用場所	大会議室 その他の部屋 (                    )
使用人数(見込)	

※以下は記入しないでください。

施設使用料	円
-------	---

館長	副館長	係	合議
----	-----	---	----



(裏面)

1 使用許可の取消し等

・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- ① 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- ② 使用のための手続きに違反したとき。
- ③ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- ④ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- ⑤ その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- ① 天災、地変等により施設を使用できないとき。  
全額
- ② 草津市立公民館の管理上の都合により施設を使用できないとき。  
全額
- ③ 条例第4条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
全額
- ④ 条例第4条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
5割相当額
- ⑤ 市長が特に還付する必要があると認めるとき。  
市長が定める額

3 損害賠償

- ① 使用者が、草津市立公民館の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- ② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。





草津市立公民館規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )				旧 規 則			
使 用 日 的				使 用 場 所	大会場室 その他の部屋( )		
使 用 場 所	大会場室 その他の部屋( )			使用人数(見込)			
使用人数(見込)				※以下は記入しないでください。			
※以下は記入しないでください。				施設使用料	円		金 額
				1 管理規則第8条第1号による 2 管理規則第8条第2号による 3 管理規則第8条第3号による ( )			
				初 員	副初員	係	合 計
様式第2号 (第5条第4項関係)				様式第2号 (第5条第4項関係)			
公民館使用許可書				公民館使用許可書			
許可証 号 _____ 年 月 日				許可証 号 _____ 年 月 日			
申請者 氏 名 _____ 団 体 名 _____ 代 表 者 氏 名 _____				申請者 氏 名 _____ 団 体 名 _____ 代 表 者 氏 名 _____			
年 月 日付けで申請のあった _____ 公民館の使用については次のとおり許可します。				年 月 日付けで申請のあった _____ 公民館の使用については次のとおり許可します。			
草津市教育委員会 印				草津市教育委員会 印			
使 用 日 時	月 日( ) 時 分から 時 分まで			使 用 日 時	月 日( ) 時 分から 時 分まで		
使 用 日 的				使 用 日 的			
使 用 場 所	大会場室 その他の部屋( )			使 用 場 所	大会場室 その他の部屋( )		
使用人数(見込)				使用人数(見込)			

草津市立公民館規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )		旧 規 則	
許 可 条 件		許 可 条 件	
施設使用料 円 条 件、料 金		施設使用料 円 条 件、料 金	
(裏面)			
<p>1 使用許可の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り直し、または使用を停止し、もしくは制限することとなります。</li> <li>○ 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。</li> <li>○ 使用のための申請書に虚偽したとき。</li> <li>○ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。</li> <li>○ 使用中において、公衆の健康に害を及ぼし、または使用上障害を生ずる事態に陥る行為があったとき。</li> <li>○ その他施設管理員が使用を不承認と認めるとき。</li> </ul> <p>2 使用料の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかに該当するときは、使用料の取扱いを全部または一部を改正します。</li> <li>○ 変更、増徴等により施設の使用できないとき。 <span style="float: right;">全館</span></li> <li>○ 当該施設の利用者の都合により施設の使用できないとき。 <span style="float: right;">全館</span></li> <li>○ 当該施設の利用者の都合により使用を許可されたが、使用料の不足等により施設の設備を取り直したとき。 <span style="float: right;">全館</span></li> <li>○ 当該施設の利用者の都合により使用を許可されたが、使用料の不足等により施設の設備を取り直したとき。 <span style="float: right;">当該施設</span></li> <li>○ 当該施設に貸付する必要があると認めるとき。 <span style="float: right;">当該施設のみ</span></li> </ul> <p>3 災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用中は、使用中に非常災害の発生の恐れ等が発生し、危険し、もしくは被害したときは、直ちに閉鎖し、またはそれによって急ぎ必要等について取組むべき場合があります。</li> <li>○ 事故、使用許可の取扱い等によって使用者が損害を受けた場合について、賠償の責を負いません。</li> </ul>			
付 則			
この規則は、公布の日から施行する。			

議第20号

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則  
草津市立草津アマカホール条例施行規則（平成4年草津市教育委員会規則第1号）の  
一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第11条」に改める。

第5条を削る。

第4条第2項第1号中「(和室・洋室)」の右に「ならびにこれらと同時に使用する施設」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条第1項中「草津市立草津アマカホール（以下「アマカホール」という。）」を「アマカホール」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条 条例第4条の規定により指定管理者に草津市立草津アマカホール（以下「アマカホール」という。）の管理を行わせる場合においては、第5条、第7条第2項および第9条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第2項中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「または指定管理者」を削り、同条を第9条とする。

第11条中「教育委員会および指定管理者」を「市」に改める。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表第1および別表第2を削る。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市立草津アミカホール使用許可申請書			
			許可No. _____
			年 月 日
様			
使用団体名			
住 所			
責任者氏名 <span style="float: right;">①</span>			
電話番号			
草津市立草津アミカホール条例施行規則第5条第1項により使用の許可を申請します。			
使用日	年 月 日 ( )		
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室 1	時 分から 時 分まで		
文化教室 2	時 分から 時 分まで		
研 修 室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。 目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他 ( )		

	内容				
催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人

※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条第3項関係）

草津市立草津アミカホール使用許可書			
		許可No. _____	
		年 月 日	
使用団体名			
住 所			
責任者氏名 様			
印			
次のとおり使用を許可します。			
使用日	年 月 日 ( )		
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室 1	時 分から 時 分まで		
文化教室 2	時 分から 時 分まで		
研 修 室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	

使用目的	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術に関する事業</li> <li>・その他（ ）</li> </ul> <p>内容</p>				
催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人
特記事項					

1 使用許可の取消し等

- ・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
  - ① 草津市立草津アミカホール条例（以下「条例」とする。）またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。
  - ② 許可の条件に違反したとき。
  - ③ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - ④ その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。
  - ⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
  - ⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

2 使用料の返還

- ・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
  - ① 天災、地変等により施設を使用できないとき。  
全額
  - ② 草津市立草津アミカホール（以下「アミカホール」とする）の管理上の都合により施設を使用できないとき。  
全額
  - ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
5割相当額
  - ④ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
7割相当額
  - ⑤ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可され

た者が、使用日の2月前から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。

5割相当額

⑥ 市長が特に還付する必要があると認めるとき。

市長が定める額

### 3 損害賠償

① 使用者が、アミカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。

別記様式第3号を削る。

### 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条を削る改正規定、第6条を削る改正規定、第11条の改正規定、別表第1および別表第2を削る改正規定ならびに別記様式第3号の改正規定は、公布の日から施行する。



草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、草津市立草津アミカホール条例(平成3年草津市条例第34号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第2条 <u>条例第4条の規定により指定管理者に草津市立草津アミカホール(以下「アミカホール」という。)の管理を行わせる場合においては、第5条、第7条第2項および第9条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(開館時間および休館日)</p> <p>第3条 <u>アミカホールの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(使用許可申請等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール、リハーサル室および楽屋(和室・洋室) <u>ならびに</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、草津市立草津アミカホール条例(平成3年草津市条例第34号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間および休館日)</p> <p>第2条 <u>草津市立草津アミカホール(以下「アミカホール」という。)</u>の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(使用許可申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール、リハーサル室および楽屋(和室・洋室) 使用し</p>

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p><u>これらと同時に利用する施設</u> 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の6月前の日の属する月から使用日の10日前の日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>2 ホールを使用する場合は、使用者は、使用方法その他必要な事項について、あらかじめ<u>教育委員会</u>と打合わせを行い、その指示に従わなければならない。</p>	<p>ようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の<u>6</u>月前の日の属する月から使用日の10日前の日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(付属設備等の使用料)</u></p> <p><u>第5条 付属設備および備品(以下「付属設備等」という。)の使用料は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第6条 条例第8条第3項の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合およびそれらの減免割合は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>2 使用料の減免を受けようとする者は、申請書(別記様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、付属設備等の使用料には適用しない。</u></p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>2 ホールを使用する場合は、使用者は、使用方法その他必要な事項について、あらかじめ<u>指定管理者</u>と打合わせを行い、その指示に従わなければならない。</p>

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第8条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。</p> <p>(1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設または付属設備等を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の使用目的に反するおそれがあるとき。</p> <p>(免責)</p> <p>第10条 条例またはこの規則の規定による処分によって生じた損害については、市はその責めを負わない。</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第10条 教育委員会または指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。</p> <p>(1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設または付属設備等を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の使用目的に反するおそれがあるとき。</p> <p>(免責)</p> <p>第11条 条例またはこの規則の規定による処分によって生じた損害については、<u>教育委員会および指定管理者</u>はその責めを負わない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>付属設備等使用料</p>

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )		旧 規 則			
区分	品名	単位	使用料	備考	
照明器具	天反ライト	1式	1,200 円		
	フットライト	1式	500円		
	ボーダーライト	1式	600円		
	サスペンションライト	1列	800円		
	シーリングライト	1列	800円		
	ローアーホリゾンライ ト	1式	700円		
	センタースポット	1台	1,000 円		
	スポットライト	1台	100円		
	パーライト	1台	300円		
	ミラーボール	1台	500円		
	ITOカッターライト	1台	400円		
	ITOセンタレスマシン	1台	500円		
	エフェクトマシン	1台	800円		
	音響設備	ホール拡声装置 (基本)	1式	1,000 円	
ホール拡声装置 (追加)		1ch	300円		
ワイヤレスマイク装置		1ch	400円		

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則		
	テープレコーダー	1台	300円
	3点吊りマイク装置	1式	500円
	MDデッキ	1台	800円
	DATデッキ	1台	700円
	CDレコーダー	1台	800円
	CDプレーヤー	1台	400円
	移動コンソールミキサ	1式	1,000円
	ステレオマイク	1式	1,000円
	コンデンサーマイク	1本	500円
	ダイナミックマイク	1本	300円
	REV (エコーマシン)	1台	500円
	はね返りスピーカー	1台	400円
	録音料	1時間	200円
	ダイレクトボックス	1台	200円
	マイクスタンド	1台	100円
	CDラジカセ	1台	200円
	映写設備 液晶ビジョン	1台	2,000円
	ビデオデッキ	1台	500円

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則		
		DVDプレーヤー	1台 200円
		O・H・P	1台 500円
		モバイルスクリーン	1台 500円
	楽器等	ピアノ (ホール)	1台 3,000円
		ピアノ (リハーサル室)	1台 1,000円
		エレクトーン (EL-90)	1台 1,500円
		エレクトーン (EL-90M)	1台 2,500円
		キーボード	1台 200円
		指揮者台・譜面台	1台 200円
		楽士譜面台	1台 50円
	大道具	演台・花台	1台 300円
		司会者台	1台 200円
		金屏風	1双 1,500円
		平台 (3×3)	1枚 100円
		平台 (2×6)	1枚 100円
		平台 (3×6)	1枚 150円

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則		
	平台 (4×6)	1枚	200円
	平台 (3×9)	1枚	250円
	平台 (4×9)	1枚	300円
	平台 (6×6)	1枚	300円
	吊り物 (バトン)	1本	100円
	めくり台	1台	100円
	緋毛せん (1間幅×2間長)	1枚	200円
	緋毛せん (1間幅×4間長)	1枚	400円
	吊り看板枠	1枚	100円
	リノリウム (パレエマット)	1本	500円
	その他の物	別に教育委員会が定める額	
	<p><u>注</u></p> <p>1 この表に掲げる使用料 (以下「使用料」という。) は、条例別表に掲げる使用区分により、午前、午後または夜間を1回、午前・午後または午後・夜間については、各2回、全日を3回として計算する。ただし、録音料については、1時間当たりの金額とする。</p> <p>2 使用時間を延長した場合の当該延長に係る使用料は、1時間 (1時間未満の端数は、切り上げる。) につき、当該使用</p>		

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則														
	<p>料の30パーセントに相当する金額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 <u>ピアノ調律料、舞台製作人件費および消耗品費等は、別に実費を徴収する。</u></p> <p>4 <u>冷暖房費および使用者が電気、ガスまたは水道を特別に使用したときの経費は、別に定める額をそのつど徴収する。</u></p> <p>別表第2（第6条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1122 647 1991 1304"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 647 1843 694">減免できる場合</th> <th data-bbox="1843 647 1991 694">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 694 1843 788">(1) <u>市、教育委員会または指定管理者が主催して使用する場合</u></td> <td data-bbox="1843 694 1991 788">免除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 788 1843 976">(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（市立の学校に限る。）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限る。）が使用する場合</u></td> <td data-bbox="1843 788 1991 976">免除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 976 1843 1023">(3) <u>学校が使用する場合（前号の場合を除く。）</u></td> <td data-bbox="1843 976 1991 1023">5割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1023 1843 1117">(4) <u>教育委員会が認定した社会教育関係団体またはその加盟団体が公益のために使用する場合</u></td> <td data-bbox="1843 1023 1991 1117">5割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1117 1843 1259">(5) <u>社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営む者が、公益のために使用する場合</u></td> <td data-bbox="1843 1117 1991 1259">5割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1259 1843 1304">(6) <u>社会福祉関係8法の目的達成に向け、組織し、活</u></td> <td data-bbox="1843 1259 1991 1304">5割</td> </tr> </tbody> </table>	減免できる場合	減免割合	(1) <u>市、教育委員会または指定管理者が主催して使用する場合</u>	免除	(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（市立の学校に限る。）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限る。）が使用する場合</u>	免除	(3) <u>学校が使用する場合（前号の場合を除く。）</u>	5割	(4) <u>教育委員会が認定した社会教育関係団体またはその加盟団体が公益のために使用する場合</u>	5割	(5) <u>社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営む者が、公益のために使用する場合</u>	5割	(6) <u>社会福祉関係8法の目的達成に向け、組織し、活</u>	5割
減免できる場合	減免割合														
(1) <u>市、教育委員会または指定管理者が主催して使用する場合</u>	免除														
(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（市立の学校に限る。）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限る。）が使用する場合</u>	免除														
(3) <u>学校が使用する場合（前号の場合を除く。）</u>	5割														
(4) <u>教育委員会が認定した社会教育関係団体またはその加盟団体が公益のために使用する場合</u>	5割														
(5) <u>社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営む者が、公益のために使用する場合</u>	5割														
(6) <u>社会福祉関係8法の目的達成に向け、組織し、活</u>	5割														



草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1124 307 1855 393">動する市が認定した社会福祉団体が、公益のために使用する場合</td> <td data-bbox="1855 307 1998 393"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 396 1855 487">(7) 前各号に掲げるもののほか、市内にある各種団体が市の後援を得て公益のために使用する場合</td> <td data-bbox="1855 396 1998 487">3割</td> </tr> </table> <p data-bbox="1152 495 1998 762">注 「社会福祉関係8法」とは、社会福祉事業法、社会福祉・医療事業団法（昭和59年法律第75号）、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、老人保健法（昭和57年法律第80号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）をいう。</p>	動する市が認定した社会福祉団体が、公益のために使用する場合		(7) 前各号に掲げるもののほか、市内にある各種団体が市の後援を得て公益のために使用する場合	3割
動する市が認定した社会福祉団体が、公益のために使用する場合					
(7) 前各号に掲げるもののほか、市内にある各種団体が市の後援を得て公益のために使用する場合	3割				

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

別記様式第1号(第5条第1項関係)

別記様式第1号(第4条第1項関係)

草津市立草津アミカホール使用許可申請書

許可No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

敬

使用団体名  
住 所  
責任者氏名  
電話番号

草津市立草津アミカホール条例施行規則第5条第1項により使用の許可を申請します。

使用日	年 月 日( )		
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備 考
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室1	時 分から 時 分まで		
文化教室2	時 分から 時 分まで		
研 修 室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。 目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他( ) 内容		
値し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円 使用人数 人

※欄は、記入しないでください。

草津市立草津アミカホール使用許可申請書

許可No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

草津市教育委員会 敬

使用団体名  
住 所  
責任者氏名  
電話番号

草津市立草津アミカホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。

使用日	年 月 日( )		
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備 考
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室1	時 分から 時 分まで		
文化教室2	時 分から 時 分まで		
研 修 室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。 目的 内容		
値し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円 使用人数 人

※欄は、記入しないでください。

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

別記様式第2号(第5条第3項関係)

様式第2号(第4条第3項関係)

草津市立草津アマカホール使用許可書			
			許可No. _____ 年 月 日
使用団体名			
住 所			
責任者氏名	様		
印			
次のとおり使用を許可します。			
使用日	年 月 日( )		
使用施設	使用時間	施設使用料	※備考
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室1	時 分から 時 分まで		
文化教室2	時 分から 時 分まで		
研 修 室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他( _____ )  内容		
借し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円 使用人数 人
特記事項			

草津市立草津アマカホール使用許可書			
			許可No. _____ 年 月 日
使用団体名			
住 所			
責任者氏名	様		
草津市教育委員会 印			
次のとおり使用を許可します。			
使用日	年 月 日( )		
使用施設	使用時間	施設使用料	※備考
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室1	時 分から 時 分まで		
文化教室2	時 分から 時 分まで		
研 修 室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的	目的   内容		
借し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円 使用人数 人
特記事項			

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>1 使用許可の取消し等</p> <p>次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。</p> <p>① 草津市立草津アミカホール条例（以下「条例」とする。）またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。</p> <p>② 許可の条件に違反したとき。</p> <p>③ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>④ その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。</p> <p>⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。</p> <p>⑥ 使用に因りて、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。</p> <p>2 使用料の返還</p> <p>次のいずれかに該当するときは、既に納付の使用料の全部または一部を返還します。</p> <p>① 天災、地震等により施設を使用できないとき。</p> <p>② 草津市立草津アミカホール（以下「アミカホール」とする）の管理上の都合により施設を使用できないとき。</p> <p>③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。</p> <p>④ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。</p> <p>⑤ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。</p> <p>⑥ 市長が特に返付する必要があると認めるとき。</p> <p>3 損害賠償</p> <p>① 使用者は、使用に際し、アミカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。</p> <p>② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。</p>	

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則																																
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条を削る改正規定、第6条を削る改正規定、第11条の改正規定、別表第1および別表第2を削る改正規定ならびに別記様式第3号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>別記様式第3号(第6条第2項関係)</u></p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <small>様式第3号(第6条第2項関係)</small>  <b>草津市立草津アミカホール使用料減免申請書</b> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                 年 月 日             </div> <p>草津市教育委員会 印</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                 使用団体名                  住 所                  責任者氏名                  電話番号             </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">①</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">草津市立草津アミカホール条例施行規則第6条第1項に基づき、草津市立草津アミカホールの使用料を減免くださるよう申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>使用日</th> <th colspan="3">年 月 日 ( )</th> </tr> <tr> <th>使用施設</th> <th>使用時間</th> <th>施設使用料</th> <th>減免額の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホー ル</td> <td>時 分から 時 分まで</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>時 分から 時 分まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化教室1</td> <td>時 分から 時 分まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化教室2</td> <td>時 分から 時 分まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 用 室</td> <td>時 分から 時 分まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>使用目的</p> <p>明 申                  上述申請については、(草津市立草津アミカホール条例施行規則第6条第2項)に該当する使用であることを証明します。                  年 月 日                  証明者 印</p> <p>印 役 部                  承認委員会 部 加</p> <p>印 考</p> <p style="font-size: x-small;">印欄は、記入しないでください。</p>	使用日	年 月 日 ( )			使用施設	使用時間	施設使用料	減免額の部	ホー ル	時 分から 時 分まで	円	円	リハーサル室	時 分から 時 分まで			文化教室1	時 分から 時 分まで			文化教室2	時 分から 時 分まで			雑 用 室	時 分から 時 分まで			合 計			
使用日	年 月 日 ( )																																
使用施設	使用時間	施設使用料	減免額の部																														
ホー ル	時 分から 時 分まで	円	円																														
リハーサル室	時 分から 時 分まで																																
文化教室1	時 分から 時 分まで																																
文化教室2	時 分から 時 分まで																																
雑 用 室	時 分から 時 分まで																																
合 計																																	

議第21号

草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）  
の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（第16条第4項関係）

「任期 年 月 日から 年 月 日まで」を削り、「発行」を「交付」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

草津市立少年センター条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○草津市立少年センター条例施行規則</p> <p>平成 14 年 12 月 26 日 教委規則第 17 号</p> <p>(略)</p> <p>様式第 2 号(第 16 条第 4 項関係) (表面)</p> <div data-bbox="255 715 1106 1197" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>草津市少年補導委員証</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>年 月 日交付</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>草津市教育委員会 印</p> </div> </div>	<p>○草津市立少年センター条例施行規則</p> <p>平成 14 年 12 月 26 日 教委規則第 17 号</p> <p>(略)</p> <p>様式第 2 号(第 16 条第 4 項関係) (表面)</p> <div data-bbox="1218 707 2069 1197" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>草津市少年補導委員証</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>任期 年 月 日から 年 月 日まで</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>年 月 日発行</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>草津市教育委員会 印</p> </div> </div>



議第22号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市中学校スクールランチ検討委員会の項を削る。

別表第1草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に次のように加える。

草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課
-----------------	---	---------------------

別表第2草津市中学校スクールランチ検討委員会の項を削る。

別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に次のように加える。

草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
-----------------	-------------------------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に草津市小・中学校結核対策委員会の項を加える改正規定および別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に草津市小・中学校結核対策委員会の項を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )			旧 規 則		
第1条～第10条 (略) 別表第1 (第2条・第9条関係)			第1条～第10条 (略) 別表第1 (第2条・第9条関係)		
附属機関 の名称	委員資格者	所属	附属機関 の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市立 小・中学 校校名等 選定委員 会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委 員会事 務局教 育総務 課	草津市立 小・中学 校校名等 選定委員 会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委 員会事 務局教 育総務 課
草津市 小・中学 校結核対 策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委 員会事 務局ス ポーツ 保健課	草津市中 学校スク ールラン チ検討委 員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) PTAを代表する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委 員会事 務局ス ポーツ 保健課
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第3条第2項関係)			別表第2 (第3条第2項関係)		
附属機関の名称	任期		附属機関の名称	任期	
(略)	(略)		(略)	(略)	
草津市立小・中学校校名等 選定委員会	委嘱の日から選定した校名等の案を教 育委員会に答申する日まで		草津市立小・中学校校名等 選定委員会	委嘱の日から選定した校名等の案を 教育委員会に答申する日まで	
草津市小・中学校結核対策 委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年 度の末日まで		草津市中学校スクールラ ンチ検討委員会	1年	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第3 (第6条第3項関係) (略)			別表第3 (第6条第3項関係) (略)		
付 則					
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1草津市立小・ 中学校校名等選定委員会の項の次に草津市小・中学校結核対策委員会の 項を加える改正規定および別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員 会の項の次に草津市小・中学校結核対策委員会の項を加える改正規定は、 平成26年4月1日から施行する。					

議第23号

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

## 草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設条例施行規則（昭和56年草津市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第12条および第14条」を「および第9条」に改め、「および第7条」を削る。  
第7条第4項を削る。

第8条から第12条までを削る。

第13条第16号中「およびこの規則」を「または条例に基づく規則もしくは教育委員会規則」に改め、同条を第8条とし、第14条を第9条とし、第15条を第10条とする。

別表第1および別表第2を削る。

別記様式第1号中「お願い」を「申請」に、「時分から分」を「時分から時分」に、「電燈代」を「電灯使用料」に、「冷暖房代」を「冷暖房使用料」に、「特別措置」を「特別装置」に改める。

別記様式第2号中「時分から分」を「時分から時分」に、「電燈代」を「電灯使用料」に、「冷暖房代」を「冷暖房使用料」に、「特別措置」を「特別装置」に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

### 草津市立社会体育施設遵守事項

使用者および施設内へ観覧等の目的で入場しようとする者は、次のそれぞれ該当する事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を転貸しないこと。
- (2) 体育施設内では、決められた場所以外に諸車を乗り入れないこと。
- (3) 許可された使用時間を厳守し、使用時間内で使用した場所の整理と清掃を行うこと。
- (4) 許可を受けずに、体育施設内で物品の販売、飲食物の提供または紙類、テープ等の貼付を行わないこと。
- (5) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外では、みだりに火気を使用しないようにし、火災予防に万全を期すこと。
- (7) 許可を受けた体育施設または備品以外のものを使用しないこと。
- (8) 常に体育施設内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- (9) 使用中、第三者に損害または損傷を加えた場合は、使用者が責任をとること。
- (10) 体育施設または備品等を損傷または破損したときは、原形に復し、またはその損害を賠償すること。
- (11) 使用備品については、整理整頓して元の場所に返すこと。
- (12) 体育館内は、すべて上ばきを使用し、アリーナおよびトレーニング室では、上ばき用運動シューズを使用すること。
- (13) 競技の運営上支障をきたす行為をしないこと。
- (14) 危険物は、体育施設内に持ち込まないこと。
- (15) 熱中症予防等健康に関する施策に協力すること。
- (16) その他条例または条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反しないこと。

(報告等)

施設または付属施設を使用しようとする者は、使用前に必ず使用許可書を提示するものとする。

施設または付属設備の使用が終了したときは、使用した施設または付属設備を現状に回復した後、終了の報告をするものとする。

(使用時間)

施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。

(使用料の還付)

原則として既納の使用料は還付しません。ただし、使用者が使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行つたときは、既納の使用料の7割に相当する額を、7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つたときは、既納の使用料の5割に相当する額を還付する。(草津市教育委員会教育長が許可をする場合)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

(指定管理者が許可をする場合)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

別記様式第3号から別記様式第6号までを削る。

別記様式第7号中「第14条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第8号中「第14条第3項」を「第9条第3項」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第1条 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合においては、第6条、第7条および第9条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略) (使用手続等)</p> <p>第7条 1～3 (略)</p>	<p>第1条 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合においては、第6条、第7条、第12条および第14条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条および第7条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略) (使用手続等)</p> <p>第7条 1～3 (略)</p> <p><u>4 使用料は、第1項の使用許可の際納付しなければならない。 (付属設備使用料等)</u></p> <p>第8条 付属設備の使用料は、別表第1に定めるところにより算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p><u>2 冷暖房費および電燈料は、別表第2に定めるところにより算定した額の合計額とする。 (減免)</u></p> <p>第9条 条例第8条第2項の規定により、使用料を減免することができる場合およびその減免できる額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般社団法人草津市体育協会およびその加盟団体の主催による大会または講習会に使用するとき、使用料の5割に相当する額</p> <p>(2) 教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が定める額</p> <p><u>2 条例第8条第2項の規定(前項第2号の場合に限る。)により使用料の減免を受けようとする者は、草津市立社会体育施設使用料減免申請書(別記様式第3号。以下「減免申請書」という。)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、使用許可の際教育委員会に提出しなければならない。ただし、使用料の減免を受けようとする者のうち、65歳以上の構成員が過半数を超える市内の団体または高校生以下の構成員が8割を超える市内の団体で、体育施設を定期的に使用しようとするものにあつては、あらかじめ減免対象団体認定申請書(別記様式第4号)を教育</u></p>

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
	<p><u>委員会に提出し、減免対象団体認定書（別記様式第5号。以下「認定書」という。）の交付を受けることができるものとし、この場合は、認定書の交付を受けた年度内の申請に限り、認定書の提示をもって減免申請書の提出に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項に定める使用料の規定は、付属設備使用料、冷暖房費および電燈料については適用しない。</u>  <u>（使用料の還付）</u></p> <p>第10条 <u>条例第9条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合およびその還付できる額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用日の7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つた場合 5割に相当する額</u></p> <p>(2) <u>使用者が、使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行つた場合 4分の3に相当する額</u></p> <p>(3) <u>教育委員会が特に使用料を還付する必要があると認めた場合 全額</u></p> <p>2 <u>条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、草津市立社会体育施設使用料還付申請書（別記様式第6号）に第7条第3項に規定する使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u>  <u>（利用料金の承認の手続等）</u></p> <p>第11条 <u>条例第10条第2項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、条例第10条第2項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、条例第10条第2項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>条例第10条第4項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免基準承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。</u></p>



草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>(遵守事項)</p> <p>第8条 使用者および体育施設内へ観覧等の目的で入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>その他条例または条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反しないこと。</u></p> <p>(宣伝啓発活動)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>(使用許可の取消等)</u></p> <p><u>第12条 教育委員会は、使用者が条例またはこの規則に違反する行為を行ったときは、使用の許可の取消または退去を命ずることができる。この場合において、使用者に損害が生じても教育委員会は、その責めを負わない。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第13条 使用者および体育施設内へ観覧等の目的で入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>その他条例およびこの規則に違反しないこと。</u></p> <p>(宣伝啓発活動)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>別表第1 (第8条第1項関係)</u></p>

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則					
	付属設備	単位	使用料	付属設備	単位	使用料
	放送器具	1式	1,000円	冷温水ボトル	1式	300円
	ワイヤレス放送器具	1式	500円	電光得点板	1対	500円
	ポータブル放送器具	1式	300円	電気ピアノ	1台	500円
	テープデッキ	1台	200円	石油ストーブ	1台	200円
	ラジオカセット	1台	200円	ストップウォッチ	1個	100円
	スライド映写機	1式	300円	ポータブルステージ	1台	50円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	300円	武道競技用備品	1式	1,000円
	扇風機	1台	200円			
備考 付属設備使用料は、条例で定める使用時間の区分（午前、午後および夜間を各1回）により計算する。						
別表第2（第8条第2項関係）						
区分		午前	午後	夜間		
		9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津		

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )		旧 規 則				
					市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)	
	冷 暖 費	総 合 体 育 館	会議室	500円	700円	700円
		武 道 館	武道場全 面(トレ ーニング 室含む)	3,300円ま たは600円/ 30分	5,000円ま たは600円/ 30分	5,000円ま たは600円/ 30分
			武道場 (トレー ニング室 含まな い)	2,200円ま たは400円/ 30分	3,300円ま たは400円/ 30分	3,300円ま たは400円/ 30分
			トレーニ	1,100円ま	1,700円ま	1,700円ま

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則				
		ング室 たは200円/ 30分	たは200円/ 30分	たは200円/ 30分 相撲場 300円または 100円/30 分 研修室 200円	
	電燈料	体育室	1燈30分につき 20円		
		武道館	各室30分につき 武道場 100円 トレーニ ング室 50円 相撲場 25円		
		テニスコ ート	1面30分につき 100円		
		ふれあい	全点灯30分につき 500円		
		運動場夜 間照明施 設	2分の1点灯30分につき 250円		
		志津運動 公園夜間 照明施設	全点灯30分につき 700円		
		野村運動 公園グラ	全点灯30分につき 400円		

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )										旧 規 則																																												
<p>別記 様式第1号(第7条第1項関係) 草津市立社会体育施設使用許可願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住所 団体名 代表者氏名 電 話</p> <p>草津市社会体育施設の下記施設を使用したいので、許可を申請します。</p>										<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">ウンド夜 間照明施 設</td> <td colspan="8"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 条例で定める使用時間の区分会を超えて使用する場合は、施設使用の例による。</p> <p>2 使用者が電気、ガスまたは水道を特別に使用したときの経費は、別に教育委員会が定める額をその都度徴収する。</p>											ウンド夜 間照明施 設																																	
											ウンド夜 間照明施 設																																											
<p>別記 様式第1号(第7条第1項関係) 草津市立社会体育施設使用許可願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住所 団体名 代表者氏名 電 話</p> <p>草津市社会体育施設の下記施設を使用したいので、許可をお願いします。</p>										<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10">施設名 総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園</td> <td colspan="10">施設名 総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">使用施設</td> <td style="width: 5%;">アリーナ</td> <td style="width: 15%;">全 1/2 1/3 1/4 ABCD EFGH IJKL</td> <td style="width: 5%;">柔剣道場</td> <td style="width: 5%;">柔道場 剣道場</td> <td style="width: 5%;">グラウンド</td> <td style="width: 10%;">全 第1グラウンド(夜A 同B)第2グラウンド</td> <td style="width: 5%;">テニスコート</td> <td style="width: 5%;">ABC D</td> <td style="width: 5%;">武道館</td> <td style="width: 10%;">A B トレーニング室相換</td> <td style="width: 5%;">その他</td> <td style="width: 10%;">会 議室 (1) (2) 研修室 トレーニング室</td> <td colspan="2" style="width: 10%;">使用備品・台数</td> </tr> </table>										施設名 総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園										施設名 総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園										使用施設	アリーナ	全 1/2 1/3 1/4 ABCD EFGH IJKL	柔剣道場	柔道場 剣道場	グラウンド	全 第1グラウンド(夜A 同B)第2グラウンド	テニスコート	ABC D	武道館	A B トレーニング室相換	その他	会 議室 (1) (2) 研修室 トレーニング室	使用備品・台数	
施設名 総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園										施設名 総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園																																												
使用施設	アリーナ	全 1/2 1/3 1/4 ABCD EFGH IJKL	柔剣道場	柔道場 剣道場	グラウンド	全 第1グラウンド(夜A 同B)第2グラウンド	テニスコート	ABC D	武道館	A B トレーニング室相換	その他	会 議室 (1) (2) 研修室 トレーニング室	使用備品・台数																																									



草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

			円		
特別 措置	内容		円× 0.8		円

			円		
特別 措置	内容		円× 0.8		円

様式第2号 (第7条第3項関係)

様式第2号 (第7条第3項関係)

草津市立社会体育施設使用許可書

草津市立社会体育施設使用許可書

団体名  
代表者氏名

団体名  
代表者氏名

施設の使用については、次により許可します。

施設の使用については、次により許可します。

年 月 日

年 月 日

印

印

施設名	総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園												
使用施設	アリーナ	全 1/2 1/3 1/4 ABCD EFGH IJKL	柔剣道場	柔道場 剣道場	グラウンド	全 第一グラウンド (夜間A) 第二グラウンド (夜間C) D)	テニスコート	ABC D	武道館	A B トレーニング室 相換場	その他	会議室	使用備品・台数
												(1)	
使用区分	専用使用・個人使用 (時間帯区分・時間割区分)					種目	使用目的						

施設名	総合体育館・市民体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・志津グラウンド・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園												
使用施設	アリーナ	全 1/2 1/3 1/4 ABCD EFGH IJKL	柔剣道場	柔道場 剣道場	グラウンド	全 第一グラウンド (夜間A) 第二グラウンド (夜間C) D)	テニスコート	ABC D	武道館	A B トレーニング室 相換場	その他	会議室	使用備品・台数
												(1)	
使用区分	専用使用・個人使用 (時間帯区分・時間割区分)					種目	使用目的						

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

使用日時	で 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から 時 分まで												
	氏名		住所		参加人数								
使用料	施設	使用料	円	減額免除額	円	小計	円	合計					
		時間延長使用料	円				円						
会議室 (1) 研修室 (2) 修室	使用料	円	減額免除額	円	小計	円	計						
	電灯料	時 分 分まで	灯(室) × 時間	円	小計	円							
冷暖房使用料	時 分 分まで		円	小計	円								
付属設備	内容	単位	金額			計	円	許可番号					
	放送設備		円								第号		
			円										
			円										
			円										
特別措置	内容		円 × 0.8			円							

(裏面)

使用日時	で 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から 時 分まで												
	氏名		住所		参加人数								
使用料	施設	使用料	円	減額免除額	円	小計	円	合計					
		時間延長使用料	円				円						
会議室 (1) 研修室 (2) 修室	使用料	円	減額免除額	円	小計	円	計						
	電灯料	時 分 分まで	灯(室) × 時間	円	小計	円							
冷暖房使用料	時 分 分まで		円	小計	円								
付属設備	内容	単位	金額			計	円	許可番号					
	放送設備		円								第号		
			円										
			円										
			円										
特別措置	内容		円 × 0.8			円							

(裏面)



草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>(草津市立社会体育施設遵守事項) (略)</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>その他条例または条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反しないこと。</u></p> <p><u>(報告等)</u></p> <p><u>施設または付属施設を使用しようとする者は、使用前に必ず使用許可書を提示するものとする。</u></p> <p><u>施設または付属設備の使用が終了したときは、使用した施設または付属設備を現状に回復した後、終了の報告をするものとする。</u></p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p><u>施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>原則として既納の使用料は還付しません。ただし、使用者が使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは、既納の使用料の7割に相当する額を、7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは、既納の使用料の5割に相当する額を還付する。</p> <p>(草津市教育委員会教育長が許可をする場合)</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、<u>草津市</u>を被告として、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)</p> <p>なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)</p> <p>(指定管理者が許可をする場合) (略)</p>	<p>(草津市立社会体育施設遵守事項) (略)</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>その他条例およびこの規則に違反しないこと。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>原則として既納の使用料は還付しません。ただし、使用者が使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは、既納の使用料の4分の3に相当する額を、7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは、既納の使用料の5割に相当する額を還付する。</p> <p>(草津市教育委員会教育長が許可をする場合)</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、<u>草津市教育委員会</u>を被告として、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)</p> <p>なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)</p> <p>(指定管理者が許可をする場合) (略)</p>

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則																
	<p>様式第3号(第9条第2項関係)</p> <p style="text-align:center;">草津市立社会体育施設使用料減免申請書</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>草津市教育委員会 教育長 楳</p> <p style="text-align:right;">住 所 _____</p> <p style="text-align:right;">氏 名(団体名) _____</p> <p style="text-align:right;">代表者氏名(団体の場合) _____</p> <p style="text-align:right;">電話( _____ )</p> <p style="text-align:center;">次のとおり、草津市立社会体育施設使用料の減免を申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">使用施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td style="text-align:center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>申請の理由</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">ここから下は、記入しないでください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">受付 年 月 日 受付番号</td> <td style="width:40%;">担当者</td> </tr> <tr> <td>規定の使用料</td> <td style="text-align:right;">円 備 考</td> </tr> <tr> <td>減 免 額</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免後の使用料</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>決 裁</td> <td></td> </tr> </table>	使用施設名		使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	申請の理由		受付 年 月 日 受付番号	担当者	規定の使用料	円 備 考	減 免 額	円	減免後の使用料	円	決 裁	
使用施設名																	
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																
申請の理由																	
受付 年 月 日 受付番号	担当者																
規定の使用料	円 備 考																
減 免 額	円																
減免後の使用料	円																
決 裁																	

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
	<p>様式第4号(第9条第2項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">減免対象団体認定申請書</p> <p>草津市教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">団体名 代表者名</p> <p>草津市立社会体育施設条例施行規則第9条第2項ただし書に基づく減免対象団体に認定されるよう申請します。</p> <p>施設名 団体名 代表者 (住所) (氏名) スポーツ種目名 会員数 人 (内 65歳以上の会員数 人) (内 高校生以下の会員数 人)</p> <p>添付書類 会員名簿(住所、氏名、年齢)</p> </div>

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
	<p>様式第5号(第9条第2項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">減免対象団体認定書</p> <p>団体名 代表者 様</p> <p style="text-align: right;">草津市教育委員会教育長 印</p> <p>貴団体を草津市立社会体育施設条例施行規則第9条第2項ただし書に基づく減免対象団体と認定しました。</p> <p>施設名 団体名 代表者 (住所) (氏名) スポーツ種目名 会員数 人 (内 65歳以上の会員数 人) (内 高校生以下の会員数 人)</p> </div>

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則																																						
	<p>様式第6号(第10条第2項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">草津市立社会体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>草津市教育委員会 教育長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名(団体名) _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名(団体の場合) _____</p> <p style="text-align: right;">電話(    —    ) _____</p> <p style="text-align: center;">次のとおり、草津市立社会体育施設使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:20%;">使用施設名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分から</td> </tr> <tr> <td>使用料の納付日 および納付額</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>申請の理由</td> <td colspan="4" style="height: 50px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(注) 使用許可書および使用料を納付したことを証する書類を添付してください。 ここからは、記入しないでください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">受付</td> <td style="width:15%;">年 月 日</td> <td style="width:15%;">受付番号</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">担当者</td> </tr> <tr> <td>既納の使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>決 裁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	使用施設名					使用日時	年 月 日	午前・午後	時	分から	使用料の納付日 および納付額	年 月 日			円	申請の理由					受付	年 月 日	受付番号	担当者			既納の使用料	円	決 裁				還付金額	円	年 月 日			
使用施設名																																							
使用日時	年 月 日	午前・午後	時	分から																																			
使用料の納付日 および納付額	年 月 日			円																																			
申請の理由																																							
受付	年 月 日	受付番号	担当者																																				
既納の使用料	円	決 裁																																					
還付金額	円	年 月 日																																					

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>様式第3号 (第9条第1項関係) (略)</p> <p>様式第4号 (第9条第3項関係) (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。</u></p>	<p>様式第7号 (第14条第1項関係) (略)</p> <p>様式第8号 (第14条第3項関係) (略)</p>

議第24号

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則  
の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例  
施行規則の一部を改正する規則

(草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則（平成11年草津市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「観覧券」を「観覧券等」に改め、同条第1項中「観覧料等」を「観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）」に改め、同条第2項中「前項の規定により交付された」を削り、「観覧券」の右に「、団体観覧券、個人共通券および団体共通券」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の観覧料等を納付し、団体観覧券（別記様式第3号）または団体共通券（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。

第7条および第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

観 覧 券 〔      〕	草津宿街道交流館観覧券 〔                      〕 円 草津宿街道交流館
-------------------	--

備考

1 「観覧券」の下〔      〕部分には小学生・中学生・高齢者、高校生・大学生、大人の別を、「草津宿街道交流館」の上には観覧料等の金額をそれぞれ表示する。

2 図案色刷りとする。

様式第2号（第6条第1項関係）

史跡草津宿本陣 入館券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券	草津宿街道交流館 観覧券
小学生・中学生・高齢者 100円	小学生・中学生・高齢者 180円	小学生・中学生・高齢者 80円
高校生・大学生 140円	高校生・大学生 260円	高校生・大学生 120円



大人	190円	大人	350円	大人	160円
		史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館			

備考

図案色刷りとする。

様式第3号（第6条第2項関係）

団体名				草津宿街道交流館団体観覧券			
				団体名 _____ 年 月 日発行			
区分	人員	観覧料等	金額	区分	人員	観覧料等	金額
小学生				小学生			
中学生				中学生			
高校生				高校生			
大学生				大学生			
大人				大人			
高齢者				高齢者			
計				計			
				草津宿街道交流館			
1. この券は発行の日に限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。							

様式第4号（第6条第2項関係）

<p>史跡草津宿本陣団体入館券</p> <p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">人 員</th> <th style="width:15%;">入 館 料</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高校生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高齢者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	人 員	入 館 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計				<p>史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 団体共通券</p> <p>団体名 _____ 年 月 日 発行</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">人 員</th> <th style="width:15%;">入館・ 観料・ 観料</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高校生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高齢者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館</p> <p>1. この券は発行の日に限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。</p>	区 分	人 員	入館・ 観料・ 観料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計				<p>草津宿街道交流館団体観覧券</p> <p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">人 員</th> <th style="width:15%;">観 覧 料</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高校生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大学生</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高齢者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	人 員	観 覧 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計			
区 分	人 員	入 館 料	金 額																																																																																															
小学生																																																																																																		
中学生																																																																																																		
高校生																																																																																																		
大学生																																																																																																		
大人																																																																																																		
高齢者																																																																																																		
計																																																																																																		
区 分	人 員	入館・ 観料・ 観料	金 額																																																																																															
小学生																																																																																																		
中学生																																																																																																		
高校生																																																																																																		
大学生																																																																																																		
大人																																																																																																		
高齢者																																																																																																		
計																																																																																																		
区 分	人 員	観 覧 料	金 額																																																																																															
小学生																																																																																																		
中学生																																																																																																		
高校生																																																																																																		
大学生																																																																																																		
大人																																																																																																		
高齢者																																																																																																		
計																																																																																																		

別記様式第5号および別記様式第6号中「第10条」を「第8条」に改める。

（草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正）

第2条 草津市史跡草津宿本陣条例施行規則（平成8年草津市教育委員会規則第1号）

の一部を次のように改正する。

第3条および第4条中「史跡草津宿本陣」を「本陣」に改める。

第5条中「草津宿本陣」を「本陣」に改める。

第6条の見出し中「入館券」を「入館券等」に改め、同条第1項中「（別記様式第1号）」の右に「または個人共通券（別記様式第2号）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「（別記様式第3号）」の右に「または団体共通券（別記様式第4号）」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項の規定により交付された」を削り、「入館券」の右に「、団体入館券、個人共通券および団体共通券」を加え、同項を同条第3項とする。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（免責）

第8条 条例またはこの規則の規定による処分によって生じた損害については、市はその責めを負わない。

第11条を第9条とする。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

入 館 券 [       ]	史跡草津宿本陣入館券 [       ]	円 史跡草津宿本陣
--------------------	-------------------------	--------------

備考

- 1 「入館券」の下 [       ] 部分には小学生・中学生・高齢者、高校生・大学生、大人の別を、「史跡草津宿本陣」の上には入館料の金額をそれぞれ表示する。
- 2 図案色刷りとする。

様式第2号（第6条第1項関係）

史跡草津宿本陣 入館券	史跡草津宿本陣／草津宿街道 交流館	草津宿街道交流館 観覧券
小学生・中学生・高齢者 100 円	人共通券 個	小学生・中学生・高齢者 80 円
高校生・大学生 140 円	小学生・中学生・高齢者 180円 高校生・大学生 260円	高校生・大学生 120 円
大人 190 円	大人 350円	大人 160 円
	史跡草津宿本陣／草津宿街道 交流館	

備考

図案色刷りとする。

様式第3号 (第6条第2項関係)

<p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">人 員</th> <th style="width: 15%;">入 館 料</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	人 員	入 館 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計				<p style="text-align: center;"><b>史跡草津宿本陣団体入館券</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">団体名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="4">年 月 日 発行</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">人 員</th> <th style="width: 15%;">入 館 料</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">史跡草津宿本陣</td> </tr> </table> <p>1. この券は発行の日に限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。</p>	団体名 _____				年 月 日 発行				区 分	人 員	入 館 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計				史跡草津宿本陣			
区 分	人 員	入 館 料	金 額																																																																										
小学生																																																																													
中学生																																																																													
高校生																																																																													
大学生																																																																													
大人																																																																													
高齢者																																																																													
計																																																																													
団体名 _____																																																																													
年 月 日 発行																																																																													
区 分	人 員	入 館 料	金 額																																																																										
小学生																																																																													
中学生																																																																													
高校生																																																																													
大学生																																																																													
大人																																																																													
高齢者																																																																													
計																																																																													
史跡草津宿本陣																																																																													

様式第4号 (第6条第2項関係)

<p style="text-align: center;"><b>史跡草津宿本陣団体入館券</b></p> <p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">人 員</th> <th style="width: 15%;">入 館 料</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	人 員	入 館 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高 齢 者				計				<p style="text-align: center;"><b>史跡草津宿本陣／草津宿街道 交流館 団体共通券</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">団体名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="4">年 月 日 発行</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">人 員</th> <th style="width: 15%;">入 館 料・ 観 覧 料</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">史跡草津宿本陣／草津宿街 道交流館</td> </tr> </table> <p>1. この券は発行の日に限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。</p>	団体名 _____				年 月 日 発行				区 分	人 員	入 館 料・ 観 覧 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高 齢 者				計				史跡草津宿本陣／草津宿街 道交流館				<p style="text-align: center;"><b>草津宿街道交流館団体観覧券</b></p> <p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">人 員</th> <th style="width: 15%;">観 覧 料</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	人 員	観 覧 料	金 額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高 齢 者				計			
区 分	人 員	入 館 料	金 額																																																																																																											
小学生																																																																																																														
中学生																																																																																																														
高校生																																																																																																														
大学生																																																																																																														
大人																																																																																																														
高 齢 者																																																																																																														
計																																																																																																														
団体名 _____																																																																																																														
年 月 日 発行																																																																																																														
区 分	人 員	入 館 料・ 観 覧 料	金 額																																																																																																											
小学生																																																																																																														
中学生																																																																																																														
高校生																																																																																																														
大学生																																																																																																														
大人																																																																																																														
高 齢 者																																																																																																														
計																																																																																																														
史跡草津宿本陣／草津宿街 道交流館																																																																																																														
区 分	人 員	観 覧 料	金 額																																																																																																											
小学生																																																																																																														
中学生																																																																																																														
高校生																																																																																																														
大学生																																																																																																														
大人																																																																																																														
高 齢 者																																																																																																														
計																																																																																																														

備考

図案色刷りとする。

別記様式第5号を削る。

## 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中草津市立草津宿街道交流館条例施行規則第7条および第8条を削る改正規定ならびに第2条中草津市史跡草津宿本陣条例施行規則第7条から第9条までを削る改正規定は、公布の日から施行する。

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(観覧券等の交付)</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、街道交流館2階の展示、体験コーナーを観覧しようとする者は、<u>観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）</u>の納付と引き換えに観覧券（別記様式第1号）または個人共通券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の観覧料等を納付し、団体観覧券（別記様式第3号）または団体共通券（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>観覧券、団体観覧券、個人共通券および団体共通券は、半券をもって領収書とする。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(観覧券の交付)</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、街道交流館2階の展示、体験コーナーを観覧しようとする者は、<u>観覧料等</u>の納付と引き換えに観覧券（別記様式第1号）または個人共通券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定により交付された観覧券は、半券をもって領収書とする。</u></p> <p><u>(観覧料等の減免)</u></p> <p>第7条 条例第4条第3項の規定により、<u>観覧料等を減額し、または免除することができる場合およびその額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校もしくは中学校または特別支援学校の児童または生徒が、教育上の目的のために教職員に引率されて観覧するとき 免除</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第1条に規定する市内の小学校もしくは中学校または特別支援学校の教職員が、教育上の目的のために児童または生徒を引率して観覧するとき 免除</u></p>

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第7条～第13条 (略)</p>	<p>(3) <u>市内の幼稚園および保育所（以下「幼稚園等」という。）の教員、保育士が幼稚園等の行事として園児等を引率して観覧するとき</u>  <u>免除</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が特別の事情があると認めるとき</u> 教育委員会が必要と認める額  <u>（観覧料等の減免申請等）</u></p> <p>第8条 <u>観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ観覧申込書兼観覧料等減免申請書（別記様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により観覧料等を減額し、または免除したときは、観覧証兼観覧料等減免通知書（別記様式第4号）を交付する。</u></p> <p>3 <u>条例第4条第4項のただし書き規定により、観覧料等を還付することができる場合およびその額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>観覧しようとする者の責めに帰すことができない理由により観覧できないとき</u> 全額</p> <p>(2) <u>その他教育委員会が特別の事情があると認めるとき</u> 教育委員会が必要と認める額</p> <p>第9条～第15条 (略)</p>

**草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表**

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則																								
<p>別記</p> <p>様式第1号（第6条第1項関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center; vertical-align: middle;">観 覧 券 〔 〕</td> <td style="width:60%; text-align: center; vertical-align: middle;">草津宿街道交流館観覧券 〔 〕</td> <td style="width:20%; text-align: right; vertical-align: middle;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">草津宿街道交流館</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「観覧券」の下〔 〕部分には小学生・中学生・<u>高齢者</u>、<u>高校生</u>・大学生、大人の別を、「草津宿街道交流館」の上には観覧料の金額をそれぞれ表示する。</p> <p>2 図案色刷りとする。</p> <p>様式第2号（第6条第1項関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width:33%; text-align: center;">史跡草津宿本陣 入館券</th> <th style="width:33%; text-align: center;">史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券</th> <th style="width:33%; text-align: center;">草津宿街道交流館 観覧券</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     小学生・中学生                          ・<u>高齢者</u>                                <u>100円</u>                      高校生・大学生                                <u>140円</u>                      大人                                <u>190円</u> </td> <td style="vertical-align: top;">                     小学生・中学生・<u>高齢者</u>   <u>180円</u>                      高校生・大学生           <u>260円</u>                      大人                         <u>350円</u> </td> <td style="vertical-align: top;">                     小学生・中学生                          ・<u>高齢者</u>                                80円                      高校生・大学生                                120円                      大人                                160円                 </td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>図案色刷りとする。</p>	観 覧 券 〔 〕	草津宿街道交流館観覧券 〔 〕	円	草津宿街道交流館			史跡草津宿本陣 入館券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券	草津宿街道交流館 観覧券	小学生・中学生 ・ <u>高齢者</u> <u>100円</u> 高校生・大学生 <u>140円</u> 大人 <u>190円</u>	小学生・中学生・ <u>高齢者</u> <u>180円</u> 高校生・大学生 <u>260円</u> 大人 <u>350円</u>	小学生・中学生 ・ <u>高齢者</u> 80円 高校生・大学生 120円 大人 160円	<p>別記様式第1号（第6条第1項関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center; vertical-align: middle;">観 覧 券( ) 〔 〕</td> <td style="width:60%; text-align: center; vertical-align: middle;">草津宿街道交流館観覧券( ) 〔 〕</td> <td style="width:20%; text-align: right; vertical-align: middle;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">草津宿街道交流館</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「観覧券」の下〔 〕部分には小・中学生 (<u>高齢者</u>)、<u>高</u>・大学生、大人の別を、<u>観覧券のあとの ( )</u>には個人・団体の別を、「草津宿街道交流館」の上には観覧料の金額をそれぞれ表示する。</p> <p>2 図案色刷りとする。</p> <p>様式第2号（第6条第1項関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width:33%; text-align: center;">草津宿街道交流館 観覧券</th> <th style="width:33%; text-align: center;">史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券</th> <th style="width:33%; text-align: center;">史跡草津宿本陣 入館券</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     小学生・中学生                                <u>80円</u>                      高校生・大学生                                <u>120円</u>                      大人                                <u>160円</u> </td> <td style="vertical-align: top;">                     小学生・中学生         <u>160円</u>                      高校生・大学生         <u>240円</u>                      大人                     <u>320円</u> </td> <td style="vertical-align: top;">                     小学生・中学生         80円                      高校生・大学生         120円                      大人                     160円                 </td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>図案色刷りとする。</p>	観 覧 券( ) 〔 〕	草津宿街道交流館観覧券( ) 〔 〕	円	草津宿街道交流館			草津宿街道交流館 観覧券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券	史跡草津宿本陣 入館券	小学生・中学生 <u>80円</u> 高校生・大学生 <u>120円</u> 大人 <u>160円</u>	小学生・中学生 <u>160円</u> 高校生・大学生 <u>240円</u> 大人 <u>320円</u>	小学生・中学生         80円 高校生・大学生         120円 大人                     160円
観 覧 券 〔 〕	草津宿街道交流館観覧券 〔 〕	円																							
草津宿街道交流館																									
史跡草津宿本陣 入館券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券	草津宿街道交流館 観覧券																							
小学生・中学生 ・ <u>高齢者</u> <u>100円</u> 高校生・大学生 <u>140円</u> 大人 <u>190円</u>	小学生・中学生・ <u>高齢者</u> <u>180円</u> 高校生・大学生 <u>260円</u> 大人 <u>350円</u>	小学生・中学生 ・ <u>高齢者</u> 80円 高校生・大学生 120円 大人 160円																							
観 覧 券( ) 〔 〕	草津宿街道交流館観覧券( ) 〔 〕	円																							
草津宿街道交流館																									
草津宿街道交流館 観覧券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 個人共通券	史跡草津宿本陣 入館券																							
小学生・中学生 <u>80円</u> 高校生・大学生 <u>120円</u> 大人 <u>160円</u>	小学生・中学生 <u>160円</u> 高校生・大学生 <u>240円</u> 大人 <u>320円</u>	小学生・中学生         80円 高校生・大学生         120円 大人                     160円																							



草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則 （ 案 ）

様式第3号（第6条第2項関係）

団体名				草津宿街道交流館団体観覧券			
_____				_____			
区 分	人 員	観 覧 料 等	金 額	区 分	人 員	観 覧 料 等	金 額
小学生				小学生			
中学生				中学生			
高校生				高校生			
大学生				大学生			
大人				大人			
高齢者				高齢者			
計				計			
				草津宿街道交流館			
				1. この券は発行の日限り有効です。			
				2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。			

旧 規 則

様式第3号（第8条第1項関係）

観覧申込書兼観覧料等減免申請書				No.			
				年 月 日			
草津市教育委員会 様							
申請者 住 所							
団 体 名							
代 表 者				印			
引率責任者							
連 絡 先 ( )				—			
次のとおり観覧を申し込みます。 あわせて、観覧料等の減額・免除(草津市立草津宿街道交流館条例施行規則第7条関係)を申請します。							
観覧目的 (1) 教育上の目的で、下記の児童、生徒およびこれを引率する教職員が観覧する場合。							
<input type="checkbox"/> 草津市内の小学校				<input type="checkbox"/> 草津市内の中学校			
<input type="checkbox"/> 草津市内の特別支援学校				<input type="checkbox"/> 草津市内の幼稚園・保育所			
(2) その他( )							
観覧年月日		年 月 日( 曜日)		午前・午後 時 分から		午前・午後 時 分まで	
観 覧 人 員		人 員	観 覧 料 等(円)	金 額(円)			
	小・中学生						
	高・大学生						
	大 人						
	大人(高齢者)						
	引率教職員						
	計						
備考			決 裁			受付年月日	

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則 （ 案 ）

様式第4号（第6条第2項関係）

史跡草津宿本陣団体入館券				史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 団体共通券				草津宿街道交流館団体観覧券			
団体名				団体名				団体名			
				年 月 日発行							
区分	人員	入館料	金額	区分	人員	入館・観覧料	金額	区分	人員	観覧料	金額
小学生				小学生				小学生			
中学生				中学生				中学生			
高校生				高校生				高校生			
大学生				大学生				大学生			
大人				大人				大人			
高齢者				高齢者				高齢者			
計				計				計			
				史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館							
				1. この券は発行の日に限り有効です。							
				2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。							

旧 規 則

様式第4号（第8条第2項関係）

観覧証観覧料等減免通知書

№

年 月 日

申請者 団体名  
代表者 様

草津市教育委員会

次のとおり受理いたします。  
あわせて、草津市立草津宿街道交流館条例施行規則第7条の規定により次のとおり減免します。

観覧目的 (1) 教育上の目的で、下記の児童、生徒およびこれを引率する教職員が観覧する場合。  
 草津市内の小学校       草津市内の中学校  
 草津市内の特別支援学校       草津市内の幼稚園・保育所  
 (2) その他( )

観覧年月日 年 月 日( 曜日) 午前・午後 時 分から  
午前・午後 時 分まで

観 覧 人 員	人 員	観 覧 料 等(円)	金 額(円)
	小・中学生		
	高・大学生		
	大 人		
	大人(高齢者)		
	引率教職員		
	計		
備考			受付年月日

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
様式第5号（第8条第1項関係）（略）	様式第5号（第10条第1項関係）（略）
様式第6号（第8条第2項関係）（略）	様式第6号（第10条第2項関係）（略）

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>本陣</u>に館長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>本陣</u>に必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 館長は、上司の命を受け、<u>本陣</u>の事務を掌理し、所属職員を管理監督する。</p> <p>2 前条第2項の職員は、上司の命を受け、<u>本陣</u>の事務を処理する。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第5条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) <u>本陣</u>の行う各種事業の企画実施に関すること</p> <p>(2) その他<u>本陣</u>の管理、運営および職員の服務に関する軽易な事項</p> <p>(入館券等の交付)</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、<u>本陣</u>に入館しようとする者は、入館料の納付と引き換えに入館券(別記様式第1号)または<u>個人共通券(別記様式第2号)</u>の交付を受けなければならない。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>史跡草津宿本陣</u>に館長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>史跡草津宿本陣</u>に必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 館長は、上司の命を受け、<u>史跡草津宿本陣</u>の事務を掌理し、所属職員を管理監督する。</p> <p>2 前条第2項の職員は、上司の命を受け、<u>史跡草津宿本陣</u>の事務を処理する。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第5条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) <u>草津宿本陣</u>の行う各種事業の企画実施に関すること</p> <p>(2) その他<u>草津宿本陣</u>の管理、運営および職員の服務に関する軽易な事項</p> <p>(入館券の交付)</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、<u>本陣</u>に入館しようとする者は、入館料の納付と引き換えに入館券(別記様式第1号)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 <u>個人共通券</u>を利用しようとする者は、<u>入館料と引き換えに入館券(別記様式第2号)</u>の交付を受けなければならない。</p>

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>2 団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の入館料を納付し、団体入館券（別記様式第3号）<u>または団体共通券（別記様式第4号）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>3 <u>入館券、団体入館券、個人共通券および団体共通券は、半券をもって領収書とする。</u></p>	<p>3 団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の入館料を納付し、団体入館券（別記様式第3号）の交付を受けなければならない。</p> <p>4 <u>前3項の規定により交付された入館券は、半券をもって領収書とする。</u></p> <p><u>（入館料の減免）</u></p> <p>第7条 <u>条例第5条の規定により、入館料を減額し、または免除することができる場合およびその額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校もしくは中学校または特別支援学校の児童または生徒が、教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 免除</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第1条に規定する市内の小学校、中学校および特別支援学校の教職員が、教育上の目的のために児童または生徒を引率して入館するとき 免除</u></p> <p>(3) <u>市内の幼稚園および保育所（以下「幼稚園等」という。）の教員、保育士等が、幼稚園等の行事として、園児等を引率して入館するとき 免除</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が特別の事情があると認めるとき 教育委員会が必要と認める額</u></p> <p><u>（入館料の減免申請等）</u></p> <p>第8条 <u>入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ入館申込書兼</u></p>

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第7条 (略)</p> <p><u>(免責)</u></p> <p>第8条 <u>条例またはこの規則の規定による処分によって生じた損害については、市はその責めを負わない。</u></p> <p>第9条 (略)</p>	<p><u>入館料減免申請書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により入館料を減額し、または免除したときは、入館証兼入館料減免通知書（別記様式第5号）を交付する。</u></p> <p><u>(入館料の還付)</u></p> <p>第9条 <u>条例第6条ただし書の規定により、入館料を還付することができる場合およびその額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>入館しようとする者の責めに帰すことができない理由により入館できないとき 全額</u></p> <p>(2) <u>その他教育委員会が特別の事情があると認めるとき 教育委員会が必要と認める額</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

入 館 券 〔 〕	史跡草津宿本陣入館券 〔 〕	円 史跡草津宿本陣
--------------	-------------------	--------------

備考

- 「入館券」の下〔 〕部分には小学生・中学生・高齢者、高校生・大学生、大人の別を、「史跡草津宿本陣」の上部には入館料の金額をそれぞれ表示する。
- 図案色刷りとする。

様式第2号（第6条第1項関係）

史跡草津宿本陣入館券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館個人共通券	草津宿街道交流館観覧券
小学生・中学生・高齢者 100円	小学生・中学生・高齢者 180円	小学生・中学生・高齢者 80円
高校生・大学生 140円	高校生・大学生 260円	高校生・大学生 120円
大人 190円	大人 350円	大人 160円
	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館	

備考

図案色刷りとする。

別記様式第1号（第6条第1項関係）

No. 入 館 券	No. 史跡草津宿本陣入館券個人入場券	円 史跡草津宿本陣
--------------	------------------------	--------------

備考

- 「入館券」の上部には小学生・中学生・大人（高齢者）、高校生・大学生、大人の別を、「史跡草津宿本陣」の上部には入館料の金額をそれぞれ表示する。
- 図案色刷りとする。

様式第2号（第6条第2項関係）

史跡草津宿本陣入館券	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館個人共通券	草津宿街道交流館観覧券
小学生・中学生 80円	小学生・中学生 160円	小学生・中学生 80円
高校生・大学生 120円	高校生・大学生 240円	高校生・大学生 120円
大人 160円	大人 320円	大人 160円
	史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館	

備考

図案色刷りとする。

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則 （ 案 ）

様式第3号（第6条第2項関係）

団体名				史跡草津宿本陣団体入館券			
_____				_____年 月 日発行			
区 分	人 員	入 館 料	金 額	区 分	人 員	入 館 料	金 額
小学生				小学生			
中学生				中学生			
高校生				高校生			
大学生				大学生			
大人				大人			
高齢者				高齢者			
計				計			
				史跡草津宿本陣			
1. この券は発行の日に限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。							

旧 規 則

様式第3号（第6条第3項関係）

団体名				史跡草津宿本陣団体入館券			
_____				No. _____			
_____				_____年 月 日発行			
区 分	人 員	入 館 料	金 額	区 分	人 員	入 館 料	金 額
小・中学生				小学生・中学生		円	円
高・大学生				高校生・大学生			
大 人				大 人			
大 人 (高齢者)				大 人 (高齢者)			
計				計			
				史跡草津宿本陣			
1. この券は発行の日に限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。							



**草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表**

**新 規 則 （ 案 ）**

**旧 規 則**

様式第4号（第6条第2項関係）

様式第4号（第8条第1項関係）

<p>史跡草津宿本陣団体入館券</p> <p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>人員</th> <th>入館料</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	人員	入館料	金額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計				<p>史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館 団体共通券</p> <p>団体名 _____</p> <p align="center">年 月 日発行</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>人員</th> <th>入館・観覧料</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館</p> <p>1. この券は発行の日限り有効です。 2. 既納の料金の払戻しは、いたしません。</p>	区分	人員	入館・観覧料	金額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計				<p>草津宿街道交流館団体観覧券</p> <p>団体名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>人員</th> <th>観覧料</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	人員	観覧料	金額	小学生				中学生				高校生				大学生				大人				高齢者				計			
区分	人員	入館料	金額																																																																																															
小学生																																																																																																		
中学生																																																																																																		
高校生																																																																																																		
大学生																																																																																																		
大人																																																																																																		
高齢者																																																																																																		
計																																																																																																		
区分	人員	入館・観覧料	金額																																																																																															
小学生																																																																																																		
中学生																																																																																																		
高校生																																																																																																		
大学生																																																																																																		
大人																																																																																																		
高齢者																																																																																																		
計																																																																																																		
区分	人員	観覧料	金額																																																																																															
小学生																																																																																																		
中学生																																																																																																		
高校生																																																																																																		
大学生																																																																																																		
大人																																																																																																		
高齢者																																																																																																		
計																																																																																																		

備考

図案色刷りとする。

入館申込券兼入館料減免申請書		No. _____	
		年 月 日	
草津市教育委員会 様			
申請者	住 所	_____	
	団 体 名	_____	
	代 表 者	TEL( ) - _____	
	連絡・引率責任者	TEL( ) - _____	
次のとおり利用を申し込みます。 あわせて、入館料の減額・免除(草津市史跡草津宿本陣条例施行規則第7条)を申請します。			
入館目的	(1) 教育上の目的で、下記の児童、生徒およびこれを引率する教職員が入館する場合 <input type="checkbox"/> ア 草津市内の小中学校 <input type="checkbox"/> イ 草津市内の中学校 <input type="checkbox"/> ウ 草津市内の特別支援学校 (2) その他( )		
入館年月日	年 月 日( 曜日)	午後 時 分から 午前 時 分まで	
入館人員	人員(人)	入館料(円)	金額(円)
	小学生		
	中学生		
	高校生		
	大学生		
	大人		
	大人(高齢者)		
	引率教職員		
	計		
備考	決 裁	受付年月日印	
太枠内は、記入しないでください。			

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則																										
	<p>様式第5号（第8条第2項関係）</p> <p>資料利用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>草津宿街道交流館長 様</p> <p>申請者 住 所 氏 名 連絡先 ( ) ー</p> <p>以下の資料について利用を申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1160 624 1841 1105"> <tr> <td>利用目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td colspan="2">                     ・①出版物への掲載 ・②映像での放映 ・③複写、撮影                      ・④館外貸出 ・⑤その他( )                 </td> </tr> <tr> <td>利用期日</td> <td colspan="2">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利用資料名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内 容 等</td> <td>①の場合</td> <td>発行部数・編者等・有償の場合は販売価格・発行予定日・掲載箇所を明記したものを添付すること。</td> </tr> <tr> <td>②の場合</td> <td>放映タイトル・放映日時(期間)・放映場所・利用箇所・有償販売映像の場合は価格等を明記すること。</td> </tr> <tr> <td>③の場合</td> <td>複写方法等の詳細を明記すること。</td> </tr> <tr> <td>④の場合</td> <td>館外退出にあたり、移送の方法等を明記すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤の場合</td> <td>利用に際しての詳細を明記すること。</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>申請にあたっては、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本書記載事項以外の目的に使用しないこと。記載した利用目的以外により、著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がすべてその責任を負うこと。</li> <li>2 故意または過失によって資料を滅失し、またはき損したときは、相当の代価をもって損害の賠償をすること。</li> </ol> <p>※ 利用資料名が多数にわたる場合は、別添に一覧を添付すること。</p>	利用目的			利用方法	・①出版物への掲載 ・②映像での放映 ・③複写、撮影 ・④館外貸出 ・⑤その他( )		利用期日	年 月 日～ 年 月 日		利用資料名			内 容 等	①の場合	発行部数・編者等・有償の場合は販売価格・発行予定日・掲載箇所を明記したものを添付すること。	②の場合	放映タイトル・放映日時(期間)・放映場所・利用箇所・有償販売映像の場合は価格等を明記すること。	③の場合	複写方法等の詳細を明記すること。	④の場合	館外退出にあたり、移送の方法等を明記すること。	⑤の場合	利用に際しての詳細を明記すること。	備 考		
利用目的																											
利用方法	・①出版物への掲載 ・②映像での放映 ・③複写、撮影 ・④館外貸出 ・⑤その他( )																										
利用期日	年 月 日～ 年 月 日																										
利用資料名																											
内 容 等	①の場合	発行部数・編者等・有償の場合は販売価格・発行予定日・掲載箇所を明記したものを添付すること。																									
	②の場合	放映タイトル・放映日時(期間)・放映場所・利用箇所・有償販売映像の場合は価格等を明記すること。																									
	③の場合	複写方法等の詳細を明記すること。																									
	④の場合	館外退出にあたり、移送の方法等を明記すること。																									
	⑤の場合	利用に際しての詳細を明記すること。																									
備 考																											

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則  
 (付則関係) 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p><u>付 則</u>  <u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	

議第25号

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則

草津市立図書館管理規則（昭和58年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「集会室および視聴覚室等」を「会議室および大会議室（以下「会議室等」という。）」に改める。

第12条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第20条の見出し中「集会室」を「会議室等」に改め、同条第1項中「集会室」を「会議室等」に、「草津市立図書館集会室使用許可申請書」を「草津市立図書館会議室等使用許可申請書」に、「3日前の日」を「前日」に、「館長」を「教育委員会」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「館長」を「教育委員会」に、「第1項の申請にあつては草津市立図書館集会室使用許可書（別記様式第3号）」を、「前項の申請にあつては草津市立図書館大会議室使用許可書（別記様式第4号）」を「草津市立図書館会議室等使用許可書（別記様式第2号）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「集会室」を「会議室等」に改め、同項を同条第3項とする。

第21条および第22条を削る。

第23条の見出し中「集会室」を「会議室等」に改め、同条第1項中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改め、同条を第21条とし、第24条から第26条までを2条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第20条第1項関係）

草津市立図書館会議室等使用許可申請書  
年度 第 号  
年 月 日

草津市教育委員会 様

(ふりがな)

住 所

現場責任者

(ふりがな)

申請者 団 体 名

電 話

(ふりがな)

代 表 者 名

(携帯電話)

草津市立図書館会議室等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用に際しては、草津市立図書館設置条例、草津市立図書館管理規則および係員の指示に従います。

使用目的		使用人数	人	
使用日時	年 月 日 時 分から 日 時 分まで	年 月		
展示期間	年 月 日 時 分から 日 時 分まで	年 月		
使用施設	・会議室1 ・会議室2 ・大会議室 ( )			
使用料	施設等		付 属 設 備	
	午前 円× 回= 円	展示パネル	枚	
	午後 円× 回= 円	長 机	脚	
	全日 円× 回= 円	イ ス	脚	
	市外加算料等	円	そ の 他	
	計	円		
	備考：		合計	円
	減免額		円	差引 円
	草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則第2条第1項第 号に該当		許可番号 第 号	

様式第2号（第20条第2項関係）

草津市立図書館会議室等使用許可書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

草津市教育委員会

草津市立図書館会議室等の使用については、次のとおり許可します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年 月 日 時 分から 日 時 分まで	年 月	

展 示 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
使 用 施 設	・会議室1 ・会議室2 ・大会議室			
使 用 料	施 設 等		付 属 設 備	
	午前	円× 回= 円	展示パネル	枚
	午後	円× 回= 円	長 机	脚
	前日	円× 回= 円	イ ス	脚
	市外加算料等		円	そ の 他
	計		円	
	備考：		合計	円
	減免額		円	差引 円
	草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則第2条第1項第 号に該当		許可番号 第 号	号
使 用 条 件	遵守事項を必ず守ること。			

別記様式第3号および別記様式第4号を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市立図書館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後になされる使用許可申請から適用し、同日前になされた使用許可申請については、なお従前の例による。

(草津市立南草津図書館管理規則の一部改正)

- 3 草津市立南草津図書館管理規則(平成14年草津市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第24条」を「第22条」に、「第25条」を「第23条」に、「第26条」を「第24条」に改める。

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第1条～第4条 (略) (所掌事務および設置)</p> <p>第5条 図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>会議室および大会議室</u> (以下「<u>会議室等</u>という。」) の利用に関すること。 (8)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第11条 (略) (資料の複写)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる資料の複写は行わない。  (1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第19条 (略) (会議室等の使用手続き)</p> <p>第20条 <u>会議室等</u>を使用しようとする者 (以下「申請者」という。) は、<u>草津市立図書館会議室等使用許可申請書</u> (別記様式第1号) を当該使用しようとする日 (引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。) の3月前の日の属する月の初日から使用日の前日までの間に<u>教育委員会</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (所掌事務および設置)</p> <p>第5条 図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>集会室および視聴覚室等</u>の利用に関すること。  (8)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第11条 (略) (資料の複写)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる資料の複写は行わない。 (1) <u>図書館の所蔵の資料以外のもの</u> (2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第19条 (略) (集会室の使用手続き)</p> <p>第20条 <u>集会室</u>を使用しようとする者 (以下「申請者」という。) は、<u>草津市立図書館集会室使用許可申請書</u> (別記様式第1号) を当該使用しようとする日 (引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。) の3月前の日の属する月の初日から使用日の<u>3日前の日</u>までの間に<u>館長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>集会室のうち大会議室を展示を目的として使用しようとするときは、草津市立図書館大会議室使用許可申請書</u> (別記様式第2号) を使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日の<u>7日前の日</u>までの間に<u>館長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p>



草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>2 前項の申請書の提出があつたときは、<u>教育委員会</u>は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、<u>草津市立図書館会議室等使用許可書</u> (別記様式第2号) を交付するものとする。この場合において、<u>教育委員会</u>が施設等の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。</p> <p>3 <u>会議室等</u>を継続して使用することができる期間は、1回の使用に当たり7日 (搬入日、搬出日および休館日を含む。) 以内とする。</p>	<p>3 前2項の申請書の提出があつたときは、<u>館長</u>は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、<u>第1項の申請にあつては草津市立図書館集会室使用許可書</u> (別記様式第3号) を、<u>前項の申請にあつては草津市立図書館大会議室使用許可書</u> (別記様式第4号) を交付するものとする。この場合において、<u>館長</u>が施設等の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。</p> <p>4 <u>集会室</u>を継続して使用することができる期間は、1回の使用に当たり7日 (搬入日、搬出日および休館日を含む。) 以内とする。 (集会室使用の不許可)</p> <p><u>第21条 館長は、集会室の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>図書館事業と目的を異にする使用</u> (2) <u>風紀を害し、秩序を乱すおそれのある使用</u> (3) <u>営利を目的とする使用</u> (4) <u>集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用</u> (5) <u>管理上支障がある使用</u> (集会室の使用の制限)</p> <p><u>第22条 館長は、集会室の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>その使用がこの規則に違反したとき。</u> (2) <u>その使用目的が許可の時と異なつたとき。</u> (3) <u>使用許可の申請に偽りがあつたとき。</u> (4) <u>災害その他の事故により集会室の使用ができなくなつたとき。</u> (5) <u>館長が図書館運営上特に必要と認めたとき。</u></p> <p>2 <u>館長は、前項の規定により集会室の使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用の許可を取り消した場合において、当該処分</u></p>

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>(会議室等使用者の遵守事項)</p> <p>第21条 第20条第2項の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第22条～第24条 (略)</p>	<p><u>に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</u></p> <p>(集会室使用者の遵守事項)</p> <p>第23条 第20条第3項の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条～第26条 (略)</p>

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規規則(案)

旧規則

別記様式第1号(第20条第1項関係)

\_\_\_\_年度 第\_\_\_\_号  
 草津市立図書館会議室等使用許可申請書  
 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 草津市教育委員会 様  
 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 現務責任者 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 申請者 団体名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ (携帯電話) \_\_\_\_\_

草津市立図書館を使用したいので、次のとおり申請します。  
 なお、使用に際しては、草津市立図書館設置条例、草津市立図書館管理規則および係員の指示に従います。

使用目的			使用人数	人
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
展示期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
使用施設	・会議室1 ・会議室2 ・大会議室( )			
使用料	施設等		付 属 設 備	
	午前 円× 回= 円	展示パネル		枚
	午後 円× 回= 円	長 机		脚
	全日 円× 回= 円	イ ス		脚
	市外加算料等 円		そ の 他	
	計	円		
備考:			合計	円
減免額	円	差引	円	
注 用	草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則第2条第1項第 号に該当		許可番号	第 号

別記様式第1号(第20条第1項関係)

草津市立図書館集会室使用許可申請書  
 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 草津市立図書館長 様  
 申請者  
 住所(所在) \_\_\_\_\_  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 通 話 先 電 話 \_\_\_\_\_

草津市立図書館集会室を使用したいので次のとおり申請します。

記

使用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
使用目的 内容および方法	
使用する 施設および備品	( )
使用人数	
その他 考となる べき事項	

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

様式第2号(第20条第2項関係)

草津市立図書館会議室等使用許可書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 様

草津市教育委員会

草津市立図書館の使用については、次のとおり許可します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
展示期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使用施設	・会議室1 ・会議室2 ・大会議室		
使用料	施設等	付 属 設 備	
	午前 円× 回= 円	展示パネル	枚
	午後 円× 回= 円	長 机	脚
	前日 円× 回= 円	イ ス	脚
	市外加算料等	円	その他
	計	円	
備考:	合計	円	
減免額	円	差引	円
減免適用	草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則第2条第1項第 号に該当	許可番号	第 号
使用条件	遵守事項を必ず守ること。		

様式第2号(第20条第2項関係)

草津市立図書館大会議室使用許可申請書

年 月 日

草津市立図書館長 様

申 請 者

住 所 ( 所 在 ) \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

通 信 先 電話番号 \_\_\_\_\_

草津市立図書館大会議室を展示を目的として使用したいので、次のとおり申請します。

記

展示会の名称	(個人・団体)			
使用期間	年 月 日から	搬入日	年 月 日	
	年 月 日まで	搬出日	年 月 日	
展示期間	年 月 日から	使用部分	全 室 ・ 一 部	
	年 月 日まで			
展示内容				
使用備品	展示パネル	枚	長 机	脚
	イ ス	脚	そ の 他	
展示会の責任者及びその連絡先	住所	_____		
	氏名	_____	電話番号	_____

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規規則 (案)

旧規則

様式第3号(第20条第3項関係)

草津市立図書館集会室使用許可書

年 月 日

申請者 様

草津市立図書館長 印

年 月 日付けで申請のあった集会室の使用については、次のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
使用目的	
使用する施設および備品	( )
使用人数	
許可の条件	草津市立図書館管理規則第23条を遵守すること。

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )

旧 規 則

様式第4号(第20条第3項関係)

草津市立図書館大会議室使用許可書

年 月 日

申請者 様

草津市立図書館長 印

年 月 日付けで申請のあった大会議室の使用については、次のとおり許可します。

記

展示会の名称	(個人・団体)		
使用期間	年 月 日から	搬入日	年 月 日
	年 月 日まで	搬出日	年 月 日
展示期間	年 月 日から	使用部分	全 室・一 部
	年 月 日まで		
展示内容			
使用備品	展示パネル	枚	長 机
	イ ス	脚	そ の 他
許可の条件	草津市立図書館管理規則第23条を遵守すること。 (館長と事前使用方法その他必要な事項について打ち合わせすること。)		

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。  
(草津市立南草津図書館管理規則の一部改正)
- 2 草津市立南草津図書館管理規則(平成14年草津市教育委員会規則

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条中「第24条」を「第22条」に、「第25条」を「第23条」に、「第26条」を「第24条」に改める。</p>	

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則  
草津市立南草津図書館管理規則の一部改正(付則第2項関係) 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第1条～第6条 (略) (草津市立図書館管理規則の準用)</p> <p>第7条 草津市立図書館管理規則(昭和58年草津市教育委員会規則第10号)第4条(服務)、第8条(利用の制限)、第9条(遵守事項)、第10条(入館の制限)、第11条(損害の弁償)、第12条(資料の複写)、第13条(個人の貸出手続)、第14条(貸出券の紛失)、第15条(個人貸出に係る図書館資料の貸出点数およびその期間)、第16条(図書館資料の返納)、第17条(団体貸出の手続)、第18条(団体貸出に係る図書館資料の貸出点数およびその期間)、第19条(団体貸出券の紛失および資料の返納)、<u>第22条</u>(図書館資料の受贈)、<u>第23条</u>(図書館の受託)、<u>第24条</u>(委任)の規定は、草津市立南草津図書館の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「図書館」とあるのは「草津市立南草津図書館」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (草津市立図書館管理規則の準用)</p> <p>第7条 草津市立図書館管理規則(昭和58年草津市教育委員会規則第10号)第4条(服務)、第8条(利用の制限)、第9条(遵守事項)、第10条(入館の制限)、第11条(損害の弁償)、第12条(資料の複写)、第13条(個人の貸出手続)、第14条(貸出券の紛失)、第15条(個人貸出に係る図書館資料の貸出点数およびその期間)、第16条(図書館資料の返納)、第17条(団体貸出の手続)、第18条(団体貸出に係る図書館資料の貸出点数およびその期間)、第19条(団体貸出券の紛失および資料の返納)、<u>第24条</u>(図書館資料の受贈)、<u>第25条</u>(図書館の受託)、<u>第26条</u>(委任)の規定は、草津市立南草津図書館の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「図書館」とあるのは「草津市立南草津図書館」と読み替えるものとする。</p>



議第26号

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則  
 草津市立教育集会所設置条例施行規則（昭和47年草津市教育委員会規則第5号）の  
 一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条ただし中「特別の理由がある」を「教育委員会が特別の理由があると認めた」  
 に改める。

第9条第3号中「体位向上」を「体力向上」に改める。

第10条第1項中「者は、」の右に「使用しようとする日の1月前の日の属する月の  
 初日から使用しようとする日の」を加え、「午前中まで」を「正午までの間」に改め、  
 同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第11条および第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条から第17条ま  
 でを2条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第10条第1項関係）

草津市立教育集会所使用許可申請書

年 月 日

草津市教育委員会 様

住 所

団体名

代表者氏名

電 話

草津市立教育集会所を使用したいので、下記のとおり申請します。

使用目的		使用人数 人
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用施設	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所芦浦教育集会所	
○で囲んで ください。	会議室（40㎡以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40㎡を超え80㎡以下のもの）	

	新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80㎡を超えるもの） 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕
使用責任者	住所 氏名 電話番号

※以下は記入しないでください

決 裁				使 用 料	
館長	グループ長	担当	所属員	規定の使用料	円
				減免額	円
				減免後の使用料	円

様式第2号（第10条第2項関係）

草津市立教育集会所使用許可書

許可番号

（申請者）住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました草津市立教育集会所の使用について、  
 下記のとおり許可します。

草津市教育委員会 印

使用目的		使用人数	人
使用日時	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
使用施設	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所		
○で囲んでください。	会議室（40㎡以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕		

	橋岡〔学習室・図書室〕 芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40㎡を超え80㎡以下のもの） 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80㎡を超えるもの） 西一〔集会室〕 新田〔大会議室〕 橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕
使用責任者	住所 氏名 電話番号

※以下は記入しないでください

<許可条件>

使用に関しては、草津市立教育集  
 会所設置条例および同条例施行規  
 則ならびに係員の指示に従うこ  
 と。

使 用 料	
規定の使用料	円
減免額	円
減免後の使用料	円

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定（「者は、」の右に「使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の」を加える部分に限る。）ならびに別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則
<p>第1条～第5条 (略) (館長の専決)</p> <p>第6条 館長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略)</p> <p><u>(2)～(3)</u> (略) (開館時間)</p> <p>第7条 集会所の開館時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、<u>教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、これを延長し、または短縮することができる。</u></p> <p>第8条 (略) (事業および業務)</p> <p>第9条 集会所は、条例第1条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行うとともに、市民の行う事業に対してその建物および付属施設を使用させることを業務とする。 (1)～(2) (略) (3) 市民の<u>体力向上</u>と健康増進のため体育レクリエーション活動の実施および普及に関すること。 (4) (略) (使用の申請および許可)</p> <p>第10条 条例第6条第1項に規定する使用許可を受けようとする者は、<u>使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の前日(休館日および休日を除く。)</u>正午までの間に集会所使用許可申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (館長の専決)</p> <p>第6条 館長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>集会所の使用料を徴収すること。</u> (3)～(4) (略) (開館時間)</p> <p>第7条 集会所の開館時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、<u>特別の理由がある場合は、これを延長し、または短縮することができる。</u></p> <p>第8条 (略) (事業および業務)</p> <p>第9条 集会所は、条例第1条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行うとともに、市民の行う事業に対してその建物および付属施設を使用させることを業務とする。 (1)～(2) (略) (3) 市民の<u>体位向上</u>と健康増進のため体育レクリエーション活動の実施および普及に関すること。 (4) (略) (使用の申請および許可)</p> <p>第10条 条例第6条第1項に規定する使用許可を受けようとする者は、前日の(休館日および休日を除く。)午前中までに集会所使用許可申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) (使用料の不徴収)</p> <p>第11条 <u>条例第8条ただし書に規定する使用料を徴収しない場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p>

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 ( 案 )	旧 規 則																
<p>第11条～第15条 (略)</p> <p>別記 様式第1号 (第10条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">草津市立教育集会所使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>草津市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 団体名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 _____</p> <p>草津市立教育集会所を使用したいので、下記のとおり申請します。</p> <table border="1" data-bbox="136 1110 1081 1368"> <tr> <td>使用目的</td> <td></td> <td>使用人数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td>年 月 日 時 分から</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日 時 分まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用施設 ○で囲んで ください。</td> <td colspan="3">西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所芦浦教育集会所 会議室 (40㎡以下のもの)</td> </tr> </table>	使用目的		使用人数	人	使用日時	年 月 日 時 分から				年 月 日 時 分まで			使用施設 ○で囲んで ください。	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所芦浦教育集会所 会議室 (40㎡以下のもの)			<p>(1) <u>市が主催して使用する場合</u></p> <p>(2) <u>市が共催して使用する場合</u></p> <p>(3) <u>社会教育関係団体または社会福祉団体が主催し、その目的達成のため使用する場合</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が特に必要と認める場合</u> (使用料の還付)</p> <p><u>第12条 条例第9条第2項ただし書の規定により使用料を選付することができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>災害その他管理上の都合により使用許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が不可抗力による理由のため集会所の使用の取消しの申出をし、教育委員会が正当と認めたとき。</u></p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>様式 略</p>
使用目的		使用人数	人														
使用日時	年 月 日 時 分から																
	年 月 日 時 分まで																
使用施設 ○で囲んで ください。	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所芦浦教育集会所 会議室 (40㎡以下のもの)																

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )				旧 規 則	
西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕 芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室(40㎡を超え80㎡以下のもの) 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室(80㎡を超えるもの) 西一〔集会室〕 新田〔大会議室〕 橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕					
使責任者		住所			
		氏名		電話番号	
※以下は記入しないでください					
決 裁				使 用 料	
館長	グループ長	担当	所属員	規定の使用料	円
				減免額	円
				減免後の使用料	円
様式第2号(第10条第2項関係)					
草津市立教育集会所使用許可書					
許可番号 _____					
(申請者) 住 所 _____					
団体名 _____					
代表者氏名 _____					
年 月 日付で申請のありました草津市立教育集会所の使用について、下記のとおり許可します。					
草津市教育委員会 印					
使用目的			使用人数 人		

様式 略

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )		旧 規 則								
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで									
使用施設 ○で囲んで ください。	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦 浦教育集会所 会議室（40㎡以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕 芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40㎡を超え80㎡以下のもの） 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80㎡を超えるもの） 西一〔集会室〕 新田〔大会議室〕 橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕									
使用責任者	住所 氏名 電話番号									
<p>※以下は記入しないでください</p> <p>&lt;許可条件&gt;</p> <p>使用に関しては、草津市立教育集会所設置条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。</p> <table border="1" data-bbox="584 947 1084 1161"> <thead> <tr> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定の使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免後の使用料</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定（「者は、」の右に「使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から」を加える部分に限る。）ならびに別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。</u></p>			使 用 料		規定の使用料	円	減免額	円	減免後の使用料	円
使 用 料										
規定の使用料	円									
減免額	円									
減免後の使用料	円									



議第27号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

### 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則(昭和55年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条から第16条までを削る。

第17条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第12条とする。

別記様式第6号から別記様式第8号までを削る。

### 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

草津市立幼稚園規則（昭和55年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>草津市立幼稚園規則 第1条～第11条（略）</p>	<p>草津市立幼稚園規則 第1条～第11条（略） <u>（納入義務者）</u> 第12条 <u>幼稚園の保育料の納入義務者は、園児の保護者とする。</u> <u>（保育料の徴収）</u> 第13条 <u>保育料は、毎月末日までに徴収するものとし、その額は、年額の12分の1に相当する額とする。</u> 2 <u>幼稚園の園長は、前項の保育料を教育委員会に納付するものとする。</u> <u>（保育料の減免等）</u> 第14条 <u>条例第4条第2項に定める保育料の減免のうち、年度途中の入園または退園の場合の取扱いは、次に定めるところによる。</u> <u>（1） 幼児が年度の途中に入園した場合</u> <u>保育料の月割の額に、当該年度の4月から入園日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を免除</u> <u>（2） 幼児が年度の途中に退園した場合</u> <u>保育料の月割の額に、退園日の属する月の翌月から当該年度</u></p>

改正後 (案)	現行
	<p><u>の3月までの月数を乗じて得た額を免除</u></p> <p><u>第15条 条例第4条第2項に規定する保育料の減免のうち、特別な事情がある場合についての保育料の減免の額は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)第3条第3項の補助限度額とする。</u></p> <p><u>2 前項の減免措置を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、保育料減免申請書(様式第6号)を幼児の通園する幼稚園の園長を経由して、教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 申請者は、前項の保育料減免申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、生活保護法による保護を受けている世帯にあつては、第2号に掲げる書類に代えて、福祉事務所長の発行する証明書を添付することができる。</u></p> <p><u>(1) 保育料減免措置に関する調書(様式第7号)</u></p> <p><u>(2) 市民税の非課税証明書、課税証明書または納税通知書の写し</u></p> <p><u>4 園長は第2項の規定に基づく申請書の提出があつたときは、前項第1号の保育料減免措置に関する調書に園児の在園証明を行うものとする。</u></p> <p><u>(保育料の減免通知)</u></p> <p><u>第16条 教育委員会は、保育料減免申請書を受理したときは、審</u></p>

改正後 (案)	現行
<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この規則の実施に関して必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p>	<p><u>査のうえ可否を決定し、申請者に対して園長を経由して、保育料減免可否決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この規則の実施に関して必要な事項は、<u>教育長</u>が定める。</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p>

改正後 (案)

現行

様式第6号 (第15条第2項関係)

様式第6号 (第15条第2項関係)

保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

草津市教育委員会 様

住所  
保護者 氏名 ①

このたび次のとおり保育料の減免を受けたいので申請します。

②

1 幼児氏名 ( 幼児 氏名 )

2 小学校に就学している兄・姉の有無  
有 ・ 無 (いずれかに○印印記します)

3 保育所、認定こども園等に在園している兄・姉の有無  
有 ・ 無 (いずれかに○印印記します)

4 世帯状況の別  
・ 第1子 ・ 第2子 ・ 第3子以降

5 減免を必要とする理由

6 受けようとする減免額

7 減免を必要とする期間  
年 月分から  
年 月分まで

(注)「保育所、認定こども園等に在園している兄・姉」とは保育所、都営的保育事業、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚園および幼稚園等児童福祉施設遊戯室等に入所し、または児童発達支援および幼児園児童発達支援を利用している就学幼児の兄または姉とする。

添付書類

- ・ 保育料減免申請に関する調査
- ・ 市町村民税の非課税証明書、課税証明書または納税通知書の写し
- ・ その他教育委員会が必要とする書類

改正後 (案)

現行

様式第7号 (第15条第3項第1号関係)

様式第7号 (第15条第3項第1号関係)

保育料減免申請に関する調査

年 月 日 開設

在園幼児の氏名		年 月 日 生	在園幼稚園名		
		年 月 日 生			
(以下いずれかに○印) ・5歳児 ・4歳児 ・3歳児			幼稚園		
上記以外の幼稚園次院 (該当すべてに○印) より幼稚園先を記入					
(幼稚園)		( )	( )	( )	
幼児の属する児童の状況 (6月1日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (西暦)	性別	小 学 校 の 学 年	引 込 課 税 額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日 ( )			円	円
	年 月 日 ( )				
	年 月 日 ( )				
	年 月 日 ( )				
	年 月 日 ( )				
	年 月 日 ( )				
保護者の職 住所・氏名	職 務		氏 名	①	
上記の者は、ご幼稚園の在園児であることを証明します。					
昭和山教育委員会 係		昭和山支	幼稚園長	②	
		年 月 日			

備考 「幼児の属する児童の状況」欄には、幼児と生計をともにする者について記入すること。

改正後（案）

現行

様式第8号（第16条関係）

様式第8号（第16条関係）

保育料減免可否決定通知書

年 月 日

様

区教育委員会

年 月 日、申請のありました保育料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

上

- 1 幼児氏名 (幼児園名 )
- 2 決定内容 全部免除 一部免除 不承認
- 3 減免額および期間 { 年 月分から 年 月分まで
- 4 承認しない理由



議第28号

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

## 草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「幼稚園条例」という。）第4条第3項に規定する就労支援型預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施園)

第2条 就労支援型預かり保育を実施する幼稚園（以下「実施園」という。）は、次に掲げる幼稚園とする。

- (1) 草津市立山田幼稚園
- (2) 草津市立玉川幼稚園
- (3) 草津市立笠縫東幼稚園

### (定員)

第3条 就労支援型預かり保育の定員は、実施園1園につき20人とする。

### (対象者)

第4条 就労支援型預かり保育の対象者は、実施園に入園を許可された幼児（以下「園児」という。）のうち、その保護者のいずれもが次の各号（次条第1号の常時利用にあっては第8号を除く。）のいずれかに該当し、かつ、当該保護者が当該保育を希望するものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で園児と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてい  
ること。
- (3) 妊娠中であるか、または産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している  
こと。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する親族  
を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 教育委員会が認める前各号に類する状態にあること。

(8) 教育委員会が別に定める就労支援型預かり保育が必要な状態にあること。

(利用形態)

第5条 就労支援型預かり保育の利用形態は、次の各号のいずれかとする。

(1) 常時利用（年間または一定期間を通じて継続的に就労支援型預かり保育を利用することをいう。以下同じ。）

(2) 日単位利用（常時利用に係る園児のほかに定員に空きがある場合において、一時的または断続的に就労支援型預かり保育を利用することをいう。以下同じ。）

(実施日および実施時間)

第6条 就労支援型預かり保育を実施する日および実施する時間は、次の表のとおりとする。

実施日	実施時間
草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）第5条第1項に規定する教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび午後2時から午後4時30分まで
草津市立学校の管理運営規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第2項の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日	午前8時から午後4時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、就労支援型預かり保育を実施しない。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 教育委員会が特に必要と認める日

(常時利用の申し込み)

第7条 就労支援型預かり保育の常時利用を申し込もうとする園児の保護者（以下「常時利用申込者」という。）は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める書類を添えて、教育委員会が別に定める日までに、教育委員会へ提出しなければならない。

(常時利用の承諾等)

第8条 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、就労支援型預かり

保育の常時利用をすることが適当と認めたときは、当該常時利用申込者に対し、常時利用の承諾をするものとする。

- 2 教育委員会は、前項の承諾をした場合は、常時利用申込者に対し、草津市立就労支援型預かり保育常時利用承諾書（別記様式第2号）により、通知するものとする。
- 3 教育委員会は、常時利用申込者に幼稚園条例第4条第1項の保育料または同条3項の保育料の滞納がある場合は、第1項の承諾をしないことができる。

（日単位利用の申込み）

第9条 就労支援型預かり保育の日単位利用を申し込もうする園児の保護者（以下「日単位利用申込者」という。）は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用申込書（別記様式第3号）に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める日までに、当該利用に係る園児が通園する園の園長へ提出しなければならない。

（日単位利用の承諾等）

- 第10条 前条の園長は、同条の申込書の提出があった場合において、就労支援型預かり保育の日単位利用をすることが適当と認めたときは、当該日単位利用申込者に対し、日単位利用の承諾をするものとする。
- 2 前条の園長は、日単位利用申込者に幼稚園条例第4条第1項の保育料または同条3項の保育料の滞納がある場合は、前項の承諾をしないことができる。

（届出等）

第11条 就労支援型預かり保育の常時利用の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、当該利用に係る園児が通園する園長を経由して教育委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消すものとする。

- (1) 第4条各号（第8号を除く。）のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 就労支援型預かり保育の常時利用を希望しなくなったとき。
- (3) 第7条の申込書の内容に変更が生じたとき。
- (4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。

2 就労支援型預かり保育の日単位利用の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、該当承諾をした園長にその旨を届けなければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、当該承諾をした園長は、当該承諾を取り消すものとする。

- (1) 第4条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 就労支援型預かり保育の日単位利用を希望しなくなったとき。
- (3) 第9条の申込書の内容に変更が生じたとき。
- (4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、就労支援型預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条第2項関係）

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用申込書

年 月 日

草津市教育委員会 様

保護者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、草津市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園の就労支援型預かり保育を常時利用したいので、  
次のとおり申し込みます。

園児	ふりがな	学年	歳児		性別	男・女
	氏名	生年月日				
保護者	ふりがな	続柄	ふりがな			続柄
	氏名		氏名			
	(要件)		(要件)			
	(就労の場合) 名称： 住所： 電話番号：		(就労の場合) 名称： 住所： 電話番号：			
	(その他の場合) 状況：		(その他の場合) 状況：			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
家族の 状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校等	緊急時連絡先	備考

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第2号(第8条第3項関係)

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用承諾書

年 月 日

様

草津市教育委員会

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育について、次のとおり承諾します。

園児	ふりがな 氏名	性別	男・女
		生年月日	
実施園			
利用 許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承諾理由			

様式第3号 (第9条関係)

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用申込書

園児 (氏名) \_\_\_\_\_ (学年) \_\_\_\_\_ 歳児 (生年月日) \_\_\_\_\_

実施園 \_\_\_\_\_ 幼稚園 \_\_\_\_\_ 利用の理由 \_\_\_\_\_

利用日 (平成 \_\_\_\_\_ 年度)  
\_\_\_\_\_ 月 日・ \_\_\_\_\_ 月 日・ \_\_\_\_\_ 月 日・ \_\_\_\_\_ 月 日

就労支援型預かり保育の日単位利用を申し込みます。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

草津市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園長 様

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

※氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

園長印

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用承諾書兼利用券

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
様

草津市 \_\_\_\_\_ 幼稚園  
園長 \_\_\_\_\_ 印

園児 (氏名) \_\_\_\_\_ 実施園 草津市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園

利用日  \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日



議第29号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

次のとおり、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定により、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

氏名	備考
田部 文子	志津地区
井上 弘司	志津地区
青木 天志	志津地区
小野澤 勝見	志津地区
辻本 太一	志津南地区
橋 優子	志津南地区
竹島 康雄	志津南地区
国松 孝治	志津南地区
池田 昌隆	草津学区
稲田 優	草津学区
尾松 敦	草津学区
谷川 孝浩	草津学区
湯浅 健弘	大路区
吉川 伸司	大路区
橋本 亮	大路区
永井 信雄	波川学区
北川 眞造	波川学区
北川 稔	波川学区
曾和 照子	波川学区
八田 桂子	矢倉学区
玉置 泰弘	矢倉学区
永井 章彦	矢倉学区
北 泰治	矢倉学区
奥野 久雄	老上学区
服部 勝義	老上学区
半沢 尚美	老上学区
糸瀬 勇	老上学区

岡山 茂子	玉川学区
古川 照幸	玉川学区
赤嶺 潤子	玉川学区
井藤 孝	玉川学区
和田 明夫	南笠東学区
大塚 潔	南笠東学区
太田 薫	南笠東学区
齊藤 祐子	南笠東学区
久泉 茂	山田学区
川辺 みかげ	山田学区
横江 良之	山田学区
岡上 和雄	山田学区
嘉悦 和子	笠縫学区
藤原 信一	笠縫学区
中瀬 仁子	笠縫学区
籾内 伸一	笠縫東学区
徳田 光秀	笠縫東学区
森 良子	笠縫東学区
山本 康浩	笠縫東学区
福西 和夫	常盤学区
的場 浩	常盤学区
片岡 雄一	常盤学区
福本 みゆき	常盤学区

任期 平成26年4月1日 ~ 平成28年3月31日

議第30号

平成26年度草津市教育行政の重点施策案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

## 平成26年度 草津市教育行政の重点施策

「草津市教育振興基本計画」の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため、平成26年度は次の3つの基本方向のもとに、教育全般にわたる「質の向上」を目指し、全国にも誇れるような取組を積極的に進めます。「子どもの生きる力を育む」取組では、子どもに関わる諸問題に適切に対応していくために、「草津市いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒の健全な育成に向けた継続的な見守りを進めるとともに、問題が発生した際には的確な早期対応を講じてまいります。また、中学校における昼食は、いつでも気軽に利用できる新しいスクールランチ制度を第二学期から開始してまいります。

「学校の教育力を高める」取組では、タブレット型コンピュータを、市内全小学校で3クラスごとに35台、小中学校全ての特別支援学級用に1校あたり10台の合計約3,200台を配備し、電子黒板と合わせた先進的なICT環境を整備することで、子どもたちの確かな学力の育成を進めてまいります。

学校施設の整備では、環境に配慮したエコスクールとして、普通教室棟の木造化を取り入れた（仮称）老上第二小学校の建築工事に着手し、平成28年4月の開校を目指した整備を進めます。また、小中学校の天井材や照明器具等の非構造部材の耐震対策のための点検調査に着手し、より一層の教育環境の充実を図ってまいります。

「地域に豊かな学びを創る」取組では、平成27年1月に「県立しが県民芸術創造館」の移管を受けることから、本市の文化・芸術の更なる振興に向けた改修を行ってまいります。また、「史跡草津宿本陣楽座館」をオープンし、本陣の更なる魅力向上を図ってまいります。

教育施策の土台となっている「草津市教育振興基本計画」については、策定から5年が経過することから、取組の成果を検証するとともに、現下の教育課題に対応し、本市教育をさらに充実させるために第2期計画を策定いたします。

\*\*\*\*\*

### ◆基本理念

「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」

### ◆施策の基本方向

1 「子どもの生きる力を育む」

2 「学校の教育力を高める」

3 「地域に豊かな学びを創る」

### ◆目標

1. 健やかな心と体の育成
2. 生活習慣と社会性の育成
3. 確かな学力の育成
4. 教職員の指導力の向上
5. 学校経営の充実・向上
6. 教育環境の充実
7. 生涯学習・スポーツの充実
8. 文化・芸術の振興
9. 地域協働合校の推進

平成26年度 事務事業一覧

(千円)

教育振興基本計画での位置付けおよび事務事業名	区分	H26予算額	教委所管課
<b>基本方向1 子どもの生きる力を育む</b>		<b>729,678</b>	
<b>目標1 健やかな心と体の育成</b>		<b>657,364</b>	
<b>施策1 子育て支援の充実</b>		0	
◎市長部局対応分(未就園児対象活動等)		-	市長部局で対応
<b>施策2 就学前教育の充実</b>		0	
就学前教育の充実(ステップアップ推進事業)		-	市長部局で対応
<b>施策3 交流活動や体験活動の充実</b>		2,265	
体験活動推進事業(森林環境学習「やまのこ」事業)		2,265	学校教育課
<b>施策4 心に響く道徳教育・人権教育の推進</b>		54,932	
道徳教育総合支援事業		1,500	学校教育課
人権教育推進事業(修学奨助資金(1,408千円)、自主活動学級開設費(6,212千円) 耐震補強工事等(38,967千円)他)		53,432	学校教育課
<b>施策5 健やかな体づくりの推進</b>		598,379	
食に関する指導		-	スポーツ保健課
食育の日・食育月間		-	スポーツ保健課
ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU		1,433	スポーツ保健課
児童・生徒健康診断事業		8,529	スポーツ保健課
中学校体育推進事業		2,604	スポーツ保健課
アレルギー対策推進事業	新規	412	スポーツ保健課
● 食の「芽生え」と「育み」推進事業	新規	420	スポーツ保健課
● 中学校スクールランチ検討事業	拡大	3,581	スポーツ保健課
給食センター管理運営費		581,400	給食センター
<b>施策6 子どもの安全・安心の確保</b>		1,788	
地域ぐるみの学校安全推進事業		599	スポーツ保健課
携帯用防犯ブザー配布事業		683	スポーツ保健課
実践的防災教育総合支援事業	新規	506	スポーツ保健課
<b>目標2 生活習慣と社会性の育成</b>		<b>27,088</b>	
<b>施策7 よき生活習慣形成のための啓発活動の推進</b>		420	
家庭教育推進事業		420	生涯学習課
<b>施策8 規範意識・社会性を育てる学校教育の推進</b>		4,104	
● いじめ防止対策推進費	新規	1,052	学校教育課
学びの教室開催費		3,052	学校教育課
<b>施策9 キャリア教育の推進</b>		900	
キャリア教育推進事業(中学生チャレンジウィーク事業)		900	学校教育課
<b>施策10 青少年の健全育成運動の推進</b>		21,664	
少年センター運営費		21,664	生涯学習課
<b>目標3 確かな学力の育成</b>		<b>45,226</b>	
<b>施策11 学力向上プログラムの実施</b>		16,601	
理科観察実験アシスタント配置費		2,651	学校教育課
子どもの思考力育成費		4,099	学校教育課
学校改革推進費		2,800	学校教育課
検定事業推進費		7,051	学校教育課
<b>施策12 電子黒板を活用した授業の推進</b>		15,439	
● 学校ICT支援員配置費	拡大	15,439	学校教育課
<b>施策13 各界トップによる特別授業の推進</b>		0	
◎学校改革推進費にて対応(当該分650千円)		-	学校教育課
<b>施策14 読書活動の推進</b>		13,186	
子ども読書活動推進計画改定(子ども読書活動推進費)	新規	128	生涯学習課
「読書大好き草津の子ども」推進事業(子ども読書活動推進費)		261	図書館
「読書大好き草津の子ども」推進事業(学校図書館業務支援事業)		10,985	学校教育課
「読書大好き草津の子ども」推進事業(学校図書館運営サポーター配置事業)		1,940	学校教育課

(千円)

教育振興基本計画での位置付けおよび事務事業名	区分	H26予算額	教委所管課
<b>基本方向2 学校の教育力を高める</b>		<b>2,697,106</b>	
<b>目標4 教職員の指導力の向上</b>		<b>10,745</b>	
<b>施策15 教職員研修の充実</b>		<b>350</b>	
教職員研修事業		77	学校教育課
教育研究所講座開設事業		253	学校教育課
教職員体育実技研修		20	スポーツ保健課
<b>施策16 目標マネジメント制度による人材育成</b>		<b>0</b>	
◎予算対応はなし		-	学校教育課
<b>施策17 全教員による電子黒板等を活用した授業の実施</b>		<b>8,380</b>	
スキルアップアドバイザー配置事業		8,380	学校教育課
<b>施策18 授業公開と授業研究の推進</b>		<b>0</b>	
◎予算対応はなし		-	学校教育課
<b>施策19 教員の教育研究活動の推進</b>		<b>2,015</b>	
教育調査研究費		1,948	学校教育課
教科等部会別研修事業		67	学校教育課
<b>目標5 学校経営の充実・向上</b>		<b>216,740</b>	
<b>施策20 特色ある教育課程の編成・実施</b>		<b>0</b>	
◎学校改革推進費にてパイオニアスクール草津推進事業を実施(2,150千円)		-	学校教育課
<b>施策21 地域の活力を活かした学校経営</b>		<b>0</b>	
学校関係者評価(予算対応はなし)		-	学校教育課
<b>施策22 教職員の指導体制の強化</b>		<b>157,731</b>	
学校支援対策推進事業		2,341	学校教育課
小学校英語指導助手配置事業		5,486	学校教育課
中学校英語指導助手配置事業		9,768	学校教育課
中学校生徒指導主事活動推進事業		34,380	学校教育課
学校教育支援教員配置事業		63,780	学校教育課
小学校少人数学級編制加配事業		21,278	学校教育課
教科担任制加配教員配置事業		18,276	学校教育課
大規模中学校加配教員配置事業		2,422	学校教育課
<b>施策23 学校教育を支援する体制づくり</b>		<b>59,009</b>	
学校問題サポートチーム設置事業		2,200	学校教育課
学校すこやかサポート支援員配置事業		56,809	学校教育課
<b>施策24 地域による学校支援の充実</b>		<b>0</b>	
※施策40で一括対応(地域協働合校推進事業)			生涯学習課
<b>目標6 教育環境の充実</b>		<b>2,469,621</b>	
<b>施策25 学校等の施設・設備の整備</b>		<b>2,358,362</b>	
● 小中学校非構造部材改修調査費	新規	38,249	教育総務課
● 志津南小学校校舎増築費	新規	16,791	教育総務課
● 小学校大規模改造事業(工事:山田小学校)	拡大	199,621	教育総務課
(設計:常盤小学校2期、笠縫小学校体育館)	拡大	9,506	教育総務課
● 小学校トイレ改修事業(工事:玉川小学校)	拡大	76,476	教育総務課
(設計:笠縫小学校)	拡大	1,562	教育総務課
● 小学校エレベータ設置事業(南笠東小学校)	拡大	71,019	教育総務課
● 中学校大規模改造事業(工事:新堂中学校1期)	拡大	361,578	教育総務課
(設計:新堂中学校2期)	拡大	11,477	教育総務課
● (仮称)老上第二小学校建設事業費	拡大	1,561,721	教育施設整備室
中学校吹奏楽楽器整備費		10,000	教育総務課
AEDの維持管理		362	スポーツ保健課
<b>施策26 学校のICT化の推進</b>		<b>85,275</b>	
教育ネットワーク整備事業		1,962	教育総務課
教育用コンピュータ整備事業		36,417	教育総務課
校内LAN及び教員用PC整備事業		5,564	教育総務課
● タブレット型コンピュータ整備費	拡大	41,332	学校教育課
<b>施策27 学校図書館の機能の充実</b>		<b>18,700</b>	
小中学校図書館整備費		18,700	教育総務課
<b>施策28 開かれた行動する教育委員会の実現</b>		<b>3,724</b>	
教育委員会広報紙作成費		944	教育総務課
教育委員会運営費		2,780	教育総務課
<b>施策29 教育制度のあり方に関する検討</b>		<b>3,560</b>	
● 教育振興基本計画(第2期)策定費		3,560	教育総務課

(千円)

教育振興基本計画での位置付けおよび事務事業名	区分	H26予算額	教委所管課
<b>基本方向3 地域に豊かな学びを創る</b>		<b>515,995</b>	
<b>目標7 生涯学習・スポーツの充実</b>		<b>340,146</b>	
<b>施策30 生涯学習の機会の充実</b>		1,311	
社会教育推進事業(淡海生涯カレッジ草津校開設事業(90千円)、生涯学習情報誌「誘・遊・友」ガイドブック作成費(303千円)、立命館びわこ講座開設負担金(200千円))	拡大	1,311	生涯学習課
<b>施策31 生涯学習施設の整備・充実</b>		199,161	
移管施設管理運営費	新規	33,250	生涯学習課
三ツ池計画予定地管理費	新規	1,230	生涯学習課
図書館管理運営費		199,161	図書館
<b>施策32 学習ボランティアの育成・活用</b>		267	
学習ボランティア推進事業		267	生涯学習課
<b>施策33 誰もが参加できる環境学習の推進</b>		0	
◎市長部局対応分		-	市長部局で対応
<b>施策34 市民の生涯スポーツ活動の支援</b>		13,619	
学校体育施設開放推進事業		9,053	スポーツ保健課
体育振興会活動補助金(平成25年度から地域一括交付金に統合)		-	スポーツ保健課
総合型地域スポーツクラブ活動補助金		1,100	スポーツ保健課
チャレンジスポーツデー開催事業		3,000	スポーツ保健課
スポーツ少年団育成事業		210	スポーツ保健課
スポーツ推進審議会運営事業		56	スポーツ保健課
スポーツ振興計画推進事業		200	スポーツ保健課
<b>施策35 競技スポーツの振興</b>		10,354	
市民体育大会開催事業		952	スポーツ保健課
体育協会事業費補助金		9,402	スポーツ保健課
<b>施策36 社会体育施設の整備・充実</b>		115,434	
社会体育施設管理運営事業		89,383	スポーツ保健課
ふれあいグラウンド改修事業	拡大	26,051	スポーツ保健課
<b>目標8 文化・芸術の振興</b>		<b>170,891</b>	
<b>施策37 文化財の保護と活用</b>		102,384	
文化財調査費		7,077	文化財保護課
開発関連遺跡調査費	拡大	66,931	文化財保護課
史跡草津宿本陣保存整備費		5,133	文化財保護課
史跡野路小野山遺跡保存整備費		1,462	文化財保護課
文化財保護助成費		1,167	文化財保護課
文化財普及啓発費		245	文化財保護課
●史跡草津宿本陣管理費(史跡草津宿本陣楽座館開設費(1,887千円))	新規	20,369	草津宿街道交流館
<b>施策38 郷土愛を育む地域づくりの推進</b>		68,507	
(仮称)歴史伝統館整備推進費		1,017	文化財保護課
草津宿街道交流館運営費		13,778	草津宿街道交流館
市美術展覧会開催事業		2,102	生涯学習課
俳句のまちづくり事業		389	生涯学習課
市民文化芸術活動支援事業		5,286	生涯学習課
アミカホール管理運営事業(指定管理(33,822千円)、吊天井、内壁等)改修工事実施設計委託料(7,945千円))		45,935	生涯学習課
<b>目標9 地域協働合校の推進</b>		<b>4,958</b>	
<b>施策40 地域による学校支援の推進</b>		4,958	
地域協働合校推進事業		4,958	生涯学習課
<b>施策41 子どもが参加する地域活動の推進</b>		0	
※施策40で一括対応(地域協働合校推進事業 まちづくり協働課 地域一括交付金に統合)		-	生涯学習課

※ H26予算額欄の「-」は、予算措置はしていないが事業は実施するという意味です

※「●」の付いた事務事業は「平成26年度当初予算概要」に掲載されている事務事業です



議第31号

平成26年度公民館活動基本方針案

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

## 平成26年度 公民館活動基本方針

### ① 基本方針

公民館は、地域の生涯学習拠点として、これまでに地域の特性を活かした社会教育の推進に大きな役割を果たしている。しかしながら、時代の変化とともに協働のまちづくりを推進する取り組みが公民館にも必要とされてきている。

このことから、これからの公民館は、協働のまちづくりを推進していくことが重要であり、地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、公民館においてまちづくり協議会が優先的に使用できる活動スペースの確保や、まちづくり協議会の事務を担当するまちづくり協議会担当職員の配置等まちづくり協議会の基盤強化のため、活動支援に取り組んでいく。

また、公民館は、一人ひとりの生涯にわたる学習需要を満たすとともに、住みよい安全・安心な地域社会を創るという大きな役割を担っていることから、地域の生涯学習の中核施設として、草津市教育振興基本計画の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現をめざした活動を推進する。

1. 人権尊重の精神を基本理念として、すべての人間を尊敬、親愛する運営と活動の展開に努める。
2. さまざまな年代の人のびとがかかわりあい、共に学び、互いに高めあう地域学習社会の構築をめざすとともに、特に、地域で子どもが育つまちづくり等を基本とした地域協働合校推進事業などを通じて、地域に豊かな学びをつくる、地域の教育力の向上に努める。
3. 広く地域住民に開かれた利用しやすい公民館を目指すとともに、住民の学習需要や地域課題に対応した学習メニューの充実に努め、また、行政主導から住民主導の学習・活動への意識の醸成を図る。
4. 高齢者の社会参加・生きがいづくりの場としての機能の充実に努める。

### ② 重点目標

公民館は、人々が「まなび」を活かし、「つながる」場となり、地域教育力の向上の拠点となることを目指し、以下の重点目標を定める。

#### 1. 公民館活動の活性化と充実

地域の生涯学習の中核施設として、地域の背景や実態に即した公民館活動を広く浸透させるとともに利用者層の拡充を図る。

- ① 人権、地域課題、ボランティア養成等をテーマとするまちづくり講座の学習を通じた地域まちづくり活動の活性化
- ② 学習ボランティアおよびまちづくりリーダーの育成と活用
- ③ 子育てグループなどの自主サークル活動の指導・育成・活用
- ④ 地域や各種団体との連携の強化、コーディネーター機能の充実
- ⑤ 団塊世代などのボランティア活動の育成・活用

## ⑥ 学習相談や学習情報の提供

## 2. 人権学習の充実と差別のない明るいまちづくりの推進

人権尊重を基盤としたまちづくりのため、人権講座を充実させるとともに自主教室の学習計画に人権(同和)問題等の学習を実施するよう指導を行う。

- ① 人権講座の充実と各種事業を通じた人権啓発
- ② 公民館と地域総合センター等関係機関との連携強化
- ③ 同和教育推進協議会(市・学区・地区)との連携強化

## 3. 地域協働合校の推進

学校・地域・家庭が一体となり、共に力を出し合い、子どもと大人が共に学習を深めながら、地域学習社会づくりを推進する。

- ① 公民館宿泊体験・通学合宿の実施支援
- ② わんぱくプラザ事業実施支援
- ③ 学校や地域団体等との連携の強化

## 4. 青少年の健全育成

青少年がたくましく心豊かに成長し、将来、地域において、まちづくりの担い手として活動するための学習の推進を図るとともに青少年の居場所づくりに努める。

- ① 青少年の地域活動への参加促進
- ② 青少年育成団体との連携強化
- ③ 学校と公民館、地域団体等との連携強化

## 5. 生涯学習の推進

各種の講座等を通し、地域住民の知識・教養や連帯意識を高め、地域の教育力向上や住みよいまちづくり活動を推進する。

- ① 地域課題・ボランティア・人材育成等の重点化を図る
- ② 生涯学習にかかる情報提供、参加促進
- ③ 各種講座をまちづくり協議会や地域団体に委託するなど、地域学習社会づくりの推進を図る

## 6. 高齢者の社会参加・生きがいづくり対策の推進

高齢者の社会参加・生きがいづくりが図れるよう、高齢者の関心が高いテーマを把握し、高齢者に視点をおいた事業の推進を図る。

- ① やすらぎ学級などの生涯学習講座の開設
- ② 高齢者の世代間交流や地域参加、それに係る情報発信の促進
- ③ 各種学習サークルの育成と支援

## 7. 文化活動やふるさと活動の推進

本市の文化を築いてきた先人や、郷土の歴史、文化、自然等について学習し、地域に根ざした文化・ふるさと活動の推進を図る。

- ① 郷土の自然や歴史の学習を通じた郷土愛の育成
- ② 伝統を生かしたまちづくりの推進

## 8. 地域コミュニティの活性化 ～絆～

活力ある地域社会を築き、住みよいまちづくりを進めるために、地域住民の連帯意識の輪を広げる。

- ① 地域パートナー情報紙の充実
- ② 地域団体等との連携による「地域ふれあいまつり」への支援
- ③ 各種団体との連携と活性化のための情報の提供
- ④ 団塊世代などの学習成果を活かした地域活動の支援

## 9. 利用しやすい公民館づくりの促進

誰もが、いつでも、気軽に快適に利用できる公民館づくりを目指すとともに、休館日の利用についても、検討を行う。